

別 紙

各調整項目の報告について

(中 間 報 告)

那賀 5 町合併協議会

目 次

1 . 事務組織及び機構の取扱いについて	2 P
2 . 条例、規則等の取扱いについて	8 P
3 . 公共的団体等の取扱いについて	9 P
4 . 上下水道事業の取扱いについて	
上水道事業の取扱い	17 P
簡易水道事業の取扱い	19 P
飲料水供給施設事業の取扱い	20 P
5 . 各種事務事業に取扱いについて	
防災関係事業の取扱い	21 P
健康づくりの取扱い	23 P
環境衛生関係事業の取扱い（ごみ・し尿関係）	24 P
環境衛生関係事業の取扱い（火葬場・墓地関係）	25 P
農林業振興関係事業に取扱い	26 P
都市計画事業の取扱い	28 P
建設関係事業の取扱い	29 P
社会教育関係の取扱い	30 P
社会体育関係の取扱い	33 P
窓口業務の取扱い	38 P
社会福祉協議会の取扱い	40 P

紀の川市行政組織図（案）

市議会

議会事務局

議事 総務 課
会 事 調 査 課
議 報 広 聴 課

市長公室

広 報 広 聴 課
秘 書 書 課

企画部

企 画 策 課
交 通 政 策 課
情 報 シ ス テ ム 課
地 籍 調 査 課

総務部

総 務 課
職 務 課
管 理 課
財 政 課
消 防 課
市 産 課
資 収 税 課

市長 助 役

市民部

市 民 課
国 保 年 金 課
人 権 啓 発 推 進 課
環 境 衛 生 課
廃 棄 物 対 策 課

鞆 古 火 打 粉 那 貴
和 田 河 賀 桃
診 田 美 化
療 会 セ ン タ ー
所 館 場
場 場 場 場
場 場 場 場

地域振興部

打田分室
粉河支所
那賀支所
桃山支所
貴志川支所

地 域 振 興 課
地 域 保 險 福 祉 課
地 域 事 務 課
地 域 保 險 福 祉 課
地 域 事 務 課
地 域 保 險 福 祉 課
地 域 事 務 課
地 域 保 險 福 祉 課
地 域 事 務 課
地 域 保 險 福 祉 課
地 域 事 務 課

保健福祉部
(福祉事務所)

社 会 福 祉 課
高 齢 福 祉 課
障 害 福 祉 課
子 育 て 支 援 課

児 童 館 所
保 育 館
保 健 福 祉 セ ン タ ー

農林商工部

農 業 振 興 課
農 林 地 務 課
商 工 観 光 課

建設部

建 設 課
管 理 課
都 市 設 計 課
下 水 道 課
京 奈 和 事 務 所

水道部

水 道 総 務 課
工 務 課

花 野 浄 水 場
粉 河 浄 水 場
那 賀 山 浄 水 場
貴 志 川 浄 水 場

収 入 役

教育委員会

教 育 長

教 育 部

出 納 室

教 育 総 務 課
学 校 教 育 課

生 涯 学 習 課

生 涯 ス ポ ー ツ 課

小 中 学 校
給 食 セ ン タ ー
ふ る さ と セ ン タ ー
桃 山 会 館
I T 生 涯 学 習 セ ン タ ー
図 書 館
公 民 館
歴 史 民 俗 資 料 館
ふ る さ と セ ン タ ー
桃 山 会 館
生 涯 学 習 セ ン タ ー

選 挙 管 理 委 員 会
公 平 委 員 会
監 査 委 員 会
農 業 委 員 会
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会

事 務 局
事 務 局
事 務 局
事 務 局

紀の川市事務分掌表(案)

部署名	所掌事務
議会事務局	
議会総務課	
庶務係	儀式、交際及び秘書、議場等の管理、議会の傍聴に関すること。など
議事調査課	
議事調査係	本会議、常任委員会等、請願・陳情等の受理、会議録の調製、各種調査事項の照会に関すること。など
市長公室	
広報広聴課	
広報広聴係	市政の報道及び広報、広聴活動、請願・陳情等、ホームページの管理に関すること。など
秘書課	
秘書係	市長及び助役の秘書、行事祝辞、儀式、褒賞及び表彰に関すること。など
企画部	
企画課	
企画調整係	重要施策の企画及び総合調整並びに調査研究、長期総合計画、男女共同参画、国際交流、市勢要覧の編集及び発行に関すること。など
統計係	指定統計その他統計調査に関すること。
交通政策課	
政策係	交通施策の企画及び調査・研究、公共交通機関に関すること。など
情報システム課	
情報推進係	電算システムの管理及び運営、情報公開、個人情報保護に関すること。など
地籍調査課	
地籍総務係	地籍調査の企画・調整に関すること。
調査第1係	地籍調査及び地籍調査の成果の管理に関すること。
調査第2係	地籍調査及び地籍調査の成果の管理に関すること。
調査第3係	地籍調査及び地籍調査の成果の管理に関すること。
調査第4係	地籍調査及び地籍調査の成果の管理に関すること。
調査第5係	地籍調査及び地籍調査の成果の管理に関すること。
総務部	
総務課	
総務行政係	固定資産評価審査委員会、公平委員会、監査委員、行政改革、選挙、条例・規則等の制定・改廃及び公告式に関すること。など
交通防犯係	交通安全指導等、防犯灯設置補助、不当要求行為等の防止に関すること。など
職員課	
職員係	特別職の報酬、職員の人事・採用・福利厚生・研修、日曜予約サービスに関すること。など
給与係	職員の給与に関すること。など
管財課	
財産管理係	市財産の取得・管理及び処分、公用車配車及び維持・管理、庁舎及び構内の保守管理及び清掃、物品の調達、検収及び保管、工事の検査に関すること。など
契約係	工事入札、契約、指名業者選定審査会、公共工事の公表等に関すること。など
財政課	
財政係	地方交付税、歳入歳出予算の編成及び運用、財政計画及び調整、市債・一時借入金の借入及び起債台帳管理に関すること。など
消防防災課	
消防防災係	消防・防災、防災行政無線、地域防災計画に関すること。など
市民税課	
市民税係	市県民税の賦課・徴収、法人税、市たばこ税等に関すること。など
軽自動車税係	軽自動車税の賦課・徴収に関すること。など
資産税課	
土地係	固定資産(土地)の評価及び賦課・徴収、都市計画税、特別土地保有税に関すること。など
家屋係	固定資産(家屋・償却資産)の評価及び賦課・徴収に関すること。
収税課	
徴収係	税の徴収及び滞納処分(国保税の滞納繰越分含む。)に関すること。など
市民部	
市民課	
市民係	住民基本台帳、印鑑登録、外国人登録、行政相談・住民相談に関すること。など
戸籍係	各種戸籍届書の受付整備、埋火葬の許可証の発行に関すること。など
国保年金課	
国保年金係	国民健康保険税の賦課及び徴収、保険給付、国民年金に関すること。など
老人医療係	老人保健法による医療、老人医療費に関すること。など
福祉医療係	重度心身障害者(児)医療、乳幼児医療費、ひとり親家庭医療に関すること。など
舘診診療所	直営診療所の管理・運営に関すること。
人権啓発推進課	
人権擁護係	人権擁護委員会等、保護司・更生保護女性会、隣保館の管理運営に関すること。など
古和田会館	古和田会館の管理・運営に関すること。
環境衛生課	
環境係	環境保全及び公害、不法投棄防止に関すること。など
衛生係	し尿処理、浄化槽、動物の死骸処理、狂犬病予防及び畜犬登録、火葬場の管理・運営、飲料水供給施設(地元管理分)に関すること。など
廃棄物対策課	
廃棄物管理係	ごみ焼却施設の維持管理運営、一般廃棄物処理基本計画策定、産業廃棄物、家電等リサイクルに関すること。など
打田美化センター	ごみ焼却施設の維持管理運営に関すること。
粉河クリーンセンター	ごみ収集業務に関すること。
那賀アメニティセンター	持ち込みごみの料金徴収に関すること。(粉河クリーンセンター除く)など
貴桃クリーンセンター	

部署名	所掌事務
地域振興部	
地域振興課	
地域振興係	分室及び各支所の連絡調整、予算のとりまとめに関する事。など
打田分室	
地域保険福祉課	
保険福祉係	<p>社会福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課の窓口に関する事。</p> <p>・身体障害者手帳の交付・申請・受付、各種福祉手当の申請・受付、保育所入所相談、療育手帳の申請、民生児童委員協議会など</p> <p>介護保険課の事務の窓口に関する事。</p> <p>・要介護等認定申請受付、各種相談業務など</p> <p>学校教育関係の窓口に関する事。</p>
地域事業課	
産業建設係	<p>農林商工部の窓口に関する事。</p> <p>・農林業の振興・相談業務、農業委員会、観光、各種イベントなど</p> <p>建設課、管理課、下水道課の窓口に関する事。</p> <p>・市管理の道路・橋梁・河川等の維持補修、市営住宅の入居相談・受付・管理など</p> <p>住宅新築資金等貸付事業に関する事。</p>
粉河支所	
地域総務課	
総務係	<p>総務課、消防防災課の窓口に関する事。</p> <p>・交通防犯、消防、区長会、選挙、地域づくりに関する情報発信・収集、各種行政相談、各種団体、支所庁舎の管理など</p> <p>電算システムの管理に関する事。</p> <p>公共料金の収納に関する事。</p>
窓口係	<p>市民課業務に関する事。</p> <p>・出生届、婚姻届、死亡届、転出入届、印鑑登録、戸籍謄・抄本、住民票の写し、印鑑登録証明、埋火葬許可証など。ただし、戸籍の記載は本庁業務</p> <p>税務関係課の窓口に関する事。</p> <p>・各種証明及び税務相談、軽自(二輪)の登録・廃車など</p> <p>日曜予約サービスに関する事。</p> <p>学校教育関係の窓口に関する事。</p>
地域保険福祉課	
保険福祉係	<p>社会福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課の窓口に関する事。</p> <p>・身体障害者手帳の交付・申請・受付、各種福祉手当の申請・受付、保育所入所相談、療育手帳の申請、民生児童委員協議会など</p> <p>介護保険課の事務の窓口に関する事。</p> <p>・要介護等認定申請受付、各種相談業務など</p>
国保年金係	<p>国保年金課の事務の窓口に関する事。</p> <p>・国民年金の加入・喪失届、福祉年金業務、年金相談など</p> <p>・国民健康保険加入・喪失届、保険者証の発行、出産一時金等申請事務、各種相談業務など</p> <p>・老人・身体障害者・乳幼児・ひとり親家庭医療費受給者証の申請・交付事務、医療費等申請受付事務、各種相談業務など</p> <p>・老人保健医療取得・喪失等届、医療費申請受付事務、各種相談業務など</p>
環境衛生係	<p>環境衛生課、廃棄物対策課の窓口に関する事。</p> <p>・火葬場、犬の登録・捕獲・死骸処理、蜂の駆除等、指定ごみ袋の販売など</p>
地域事業課	
建設係	<p>建設課、管理課、下水道課の窓口に関する事。</p> <p>・市管理の道路・橋梁・河川等の維持補修、市営住宅の入居相談・受付・管理など</p>
鞆淵出張所	
	<p>印鑑の登録及び証明に関する事。</p> <p>戸籍及び住民基本台帳に関する事。</p> <p>使用料及び手数料の徴収に関する事。</p> <p>市税の諸証明の交付に関する事。</p> <p>税の収納に関する事。</p> <p>鞆淵山林財産区に関する事。</p>
那賀支所	
地域総務課	
総務係	<p>総務課、消防防災課の窓口に関する事。</p> <p>・交通防犯、消防、区長会、選挙、地域づくりに関する情報発信・収集、各種行政相談、各種団体、支所庁舎の管理など</p> <p>電算システムの管理に関する事。</p> <p>公共料金の収納に関する事。</p>
窓口係	<p>市民課業務に関する事。</p> <p>・出生届、婚姻届、死亡届、転出入届、印鑑登録、戸籍謄・抄本、住民票の写し、印鑑登録証明、埋火葬許可証など。ただし、戸籍の記載は本庁業務</p> <p>税務関係課の窓口に関する事。</p> <p>・各種証明及び税務相談、軽自(二輪)の登録・廃車など</p> <p>日曜予約サービスに関する事。</p> <p>学校教育関係の窓口に関する事。</p>
地域保険福祉課	
国保年金係	<p>国保年金課の事務の窓口に関する事。</p> <p>・国民年金の加入・喪失届、福祉年金業務、年金相談など</p> <p>・国民健康保険加入・喪失届、保険者証の発行、出産一時金等申請事務、各種相談業務など</p> <p>・老人・身体障害者・乳幼児・ひとり親家庭医療費受給者証の申請・交付事務、医療費等申請受付事務、各種相談業務など</p> <p>・老人保健医療取得・喪失等届、医療費申請受付事務、各種相談業務など</p>

部署名		所掌事務
	環境衛生係	環境衛生課、廃棄物対策課の窓口に関すること。 ・斎場使用許可、犬の登録・捕獲・死骸処理、蜂の駆除等、指定ごみ袋の販売、し尿汲取り受付など
	地域事業課	
	産業建設係	農林商工部の窓口に関すること。 ・農林業の振興・相談業務、農業委員会、観光、各種イベントなど 建設課、管理課、下水道課の窓口に関すること。 ・市管理の道路・橋梁・河川等の維持補修、市営住宅の入居相談・受付・管理など 住宅新築資金等貸付事業に関すること。
	桃山支所	
	地域総務課	
	総務係	総務課、消防防災課の窓口に関すること。 ・交通防犯、消防、区長会、選挙、地域づくりに関する情報発信・収集、各種行政相談、各種団体、支所庁舎等(ふれあいコミュニティセンター・就業改善センター・細野生活改善センター)の管理など 電算システムの管理に関すること。 簡易郵便局に関すること。 公共料金の収納に関すること。
	窓口係	市民課業務に関すること。 ・出生届、婚姻届、死亡届、転出入届、印鑑登録、戸籍謄・抄本、住民票の写し、印鑑登録証明、埋火葬許可証など。ただし、戸籍の記載は本庁業務 税務関係課の窓口に関すること。 ・各種証明及び税務相談、軽自(二輪)の登録・廃車など 日曜予約サービスに関すること。 学校教育関係の窓口に関すること。
	地域保険福祉課	
	保険福祉係	社会福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課の窓口に関すること。 ・身体障害者手帳の交付・申請・受付、各種福祉手当の申請・受付、保育所入所相談、療育手帳の申請、民生児童委員協議会など 介護保険課の事務の窓口に関すること。 ・要介護等認定申請受付、各種相談業務など
	国保年金係	国保年金課の事務の窓口に関すること。 ・国民年金の加入・喪失届、福祉年金業務、年金相談など ・国民健康保険加入・喪失届、保険者証の発行、出産一時金等申請事務、各種相談業務など ・老人・身体障害者・乳幼児・ひとり親家庭医療費受給者証の申請・交付事務、医療費等申請受付事務、各種相談業務など ・老人保健医療取得・喪失等届、医療費申請受付事務、各種相談業務など
	環境衛生係	環境衛生課、廃棄物対策課の窓口に関すること。 ・火葬場、犬の登録・捕獲・死骸処理、蜂の駆除等、指定ごみ袋の販売など
	地域事業課	
	産業振興係	農林商工部の窓口に関すること。 ・農林業の振興・相談業務、農業委員会、観光、各種イベントなど
	エコセンター推進係	エコセンター建設推進に関すること。
	實志川支所	
	地域総務課	
	総務係	総務課、消防防災課の窓口に関すること。 ・交通防犯、消防、区長会、選挙、地域づくりに関する情報発信・収集、各種行政相談、各種団体、支所庁舎の管理など 電算システムの管理に関すること。 公共料金の収納に関すること。
	窓口係	市民課業務に関すること。 ・出生届、婚姻届、死亡届、転出入届、印鑑登録、戸籍謄・抄本、住民票の写し、印鑑登録証明、埋火葬許可証など。ただし、戸籍の記載は本庁業務 税務関係課の窓口に関すること。 ・各種証明及び税務相談、軽自(二輪)の登録・廃車など 日曜予約サービスに関すること。
	地域保険福祉課	
	保険福祉係	社会福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課の窓口に関すること。 ・身体障害者手帳の交付・申請・受付、各種福祉手当の申請・受付、保育所入所相談、療育手帳の申請、民生児童委員協議会など 介護保険課の事務の窓口に関すること。 ・要介護等認定申請受付、各種相談業務など
	国保年金係	国保年金課の事務の窓口に関すること。 ・国民年金の加入・喪失届、福祉年金業務、年金相談など ・国民健康保険加入・喪失届、保険者証の発行、出産一時金等申請事務、各種相談業務など ・老人・身体障害者・乳幼児・ひとり親家庭医療費受給者証の申請・交付事務、医療費等申請受付事務、各種相談業務など ・老人保健医療取得・喪失等届、医療費申請受付事務、各種相談業務など
	環境衛生係	環境衛生課、廃棄物対策課の窓口に関すること。 ・火葬場、犬の登録・捕獲・死骸処理、蜂の駆除等、指定ごみ袋の販売など
	地域事業課	
	産業建設係	農林商工部の窓口に関すること。 ・農林業の振興・相談業務、農業委員会、観光、各種イベントなど 建設課、管理課、下水道課の窓口に関すること。 ・市管理の道路・橋梁・河川等の維持補修、市営住宅の入居相談・受付・管理など

部署名		所掌事務
保健福祉部		
社会福祉課		
	社会福祉係	恩給・戦傷病者・戦没者の叙勲、戦没者遺族等援護法、社会福祉協議会、災害救助、民生委員推薦会及び民生児童委員協議会、ボランティア連絡協議会に関する事。など
	生活保護係	生活保護に関する事。
高齢福祉課		
	高齢者福祉係	敬老事業、老人福祉、老人福祉施設入所措置に関する事。など
	介護予防係	在宅介護支援事業に関する事。など
障害福祉課		
	障害者福祉係	心身障害者支援事業に関する事。など
	認定係	障害者自立支援法、審査会事務に関する事。など
子育て支援課		
	児童福祉係	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、ひとり親家庭・母子福祉、児童虐待・家庭児童相談室、学童保育に関する事。など
	保育係	保育の実施、保育所の管理、子育て支援センターに関する事。など
	16保育所	
	西井阪児童館	
介護保険課		
	介護保険係	介護保険料の賦課及び徴収、介護保険給付等に関する事。など
	介護認定係	一次判定業務、介護認定審査会に関する事。など
健康推進課		
	総務係	健康づくり推進協議会、食品衛生、献血事業、保健計画に関する事。など
	保健係	乳幼児健診、健康相談、妊婦届出及び母子健康手帳、各種育児教室、予防接種、基本健康診査等、健康教育・健康相談、保健・訪問指導に関する事。など
農林商工部		
農業振興課		
	農業振興係	農業経営基盤強化促進法に基づく事業、水田農業対策、果樹・野菜・花卉花木の振興事業、農業関係資金の融資、有害鳥獣の農作物被害防止対策、産業まつり、その他農業振興に関する事。など
農地課		
	農村整備係	農業集落排水整備事業、農業農村整備事業、農村総合整備モデル事業、中山間総合整備事業、広域農道整備事業に関する事。など
	土地改良係	小規模土地改良事業、溜池保全整備、土地改良事業に関する事。など
林務課		
	林務係	自然公園、国定公園、森林組合、財産区、鳥獣保護狩猟、森林保護及び緑化推進、林道、治山、治水事業に関する事。など
商工観光課		
	商工労働係	商工業の振興、消費者行政、雇用対策、シルバー人材センターに関する事。など
	観光係	観光事業、各まつりに関する事。など
建設部		
建設課		
	総務係	土木関係団体、河川・道路愛護会、地形図の整備保管に関する事。など
	建設係	道路・橋梁の新設・改良・維持補修及び管理、河川の維持・補修及び管理、治水・砂防事業、交通安全施設整備事業、用地及び物件の収用に関する事。など
管理課		
	管理係	公共用地境界明示・公用廃止(ため池除く)、道路・河川占用、市道の認定、廃止及び変更、公営住宅、住宅新築資金等貸付事業に関する事。など
都市計画課		
	都市計画係	都市計画事業の実施、建築基準法による申請取扱い、都市公園に関する事。など
	開発指導係	宅地開発協議、土地利用規制に関する事。など
下水道課		
	庶務係	下水道の推進及び啓蒙活動に関する事。など
	工務係	公共下水道、特別環境保全公共下水道、農業集落排水施設の管理に関する事。など
京奈和事務所(粉河庁舎)		
	事業推進係	京奈和自動車道の用地取得に関する事。
水道部		
水道総務課		
	総務係	上水道事業計画、水道事業の認可、経理及び財務諸表に関する事。など
	料金係	水道料金、その他収入金の調定及び収納、水量メーターの検針に関する事。など
工務課		
	工務係	宅地開発に伴う給水協議、水道施設の設計・施工及び維持・管理に関する事。など
	給水係	水質検査、節水対策、湧水対策、漏水調査・工事、水道の開栓及び閉栓に関する事。など
	花野浄水場	
	粉河浄水場	
	那賀浄水場	
	桃山浄水場	
	貫志川浄水場	
出納室		
	会計係	現金の出納及び保管、一時借入金、決算書作成、上水道事業会計業務に関する事。など
教育委員会(教育部)		
教育総務課		
	教育総務係	教育委員会の庶務及び会議、教育委員会規則・規程の制定又は改廃、教職員の人事管理事務に関する事。など
	学校施設係	学校施設及び給食センターの維持・管理、学校施設台帳の整備・管理、耐震調査及び耐震整備に関する事。など

部署名	所掌事務
学校教育課	
学校教育係	児童生徒の就学、幼稚園就園奨励、通学区域、教科書その他の教材・教具、ALT(外国語指導助手)、児童生徒の安全対策、学校施設使用許可に関する事。など
粉河給食センター	学校給食調理、学校給食センター運営、管理に関する事。
那賀給食センター	学校給食調理、学校給食センター運営、管理に関する事。
生涯学習課	
生涯学習係	生涯学習の推進、成人式、各図書館との連絡・調整、社会教育団体の指導育成、地区公民館・分館の管理運営連絡調整、文化表彰、文化団体の育成に関する事。など
青少年係	青少年教育、幼児教育、市父母子ども会、子ども体験活動・地域ふれあいルームに関する事。など
ふるさとセンター	図書館事業、地区公民館事業、生涯学習、ホール事業に関する事。など
総合センター	青少年教育、地区公民館事業、図書館事業、子どもセンター事業に関する事。など
桃山会館	青少年教育、地域ふれあいルーム、地区公民館事業、生涯学習に関する事。など
IT親子ホール	図書館事業に関する事。など
生涯学習センター(貴)	図書館事業、地域ふれあいルーム、公民館事業、生涯学習、子どもセンター事業、ホール事業に関する事。など
生涯学習センター(打)	図書館事業、地区公民館事業、生涯学習、父母子ども会に関する事。など
文化財係	文化財の保護・活用、文化財保護委員会、埋蔵文化財の調査、文化振興に関する事。など
歴史民俗資料館	資料・展示物のレファレンス及び維持管理に関する事。
生涯スポーツ課	
スポーツ振興係	体育協会、体育指導員、スポーツ少年団、各種スポーツ大会・スポーツ教室、体育施設の維持管理に関する事。など
ふるさとセンター	生涯スポーツの振興、体育施設の維持管理、各種スポーツ教室・大会に関する事。
総合センター	生涯スポーツの振興、体育施設の維持管理、各種スポーツ教室・大会に関する事。
桃山会館	生涯スポーツの振興、体育施設の維持管理、各種スポーツ教室・大会に関する事。
生涯学習センター(打)	生涯スポーツの振興、体育施設の維持管理、各種スポーツ教室・大会に関する事。
選挙管理委員会事務局	
公平委員会事務局	
監査委員事務局	
農業委員会事務局	
固定資産評価審査委員会事務局	

協定項目	13	条例、規則等の取扱い	関係項目	新市における条例、規則等の整備について	調整課
調整方針	<p>条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議、確認された各種事業の調整内容に基づき、次の区分により整備する。</p> <p>(1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分等により、即時制定し、施行するもの</p> <p>(2) 一定の地域に暫定的に施行するもの</p> <p>(3) 合併後に逐次制定し、施行するもの</p>				

那賀5町の状況						調整の具体的内容		現在の調整状況																																																																																	
<p>例規集に登載されている条例等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>打田町</th> <th>粉河町</th> <th>那賀町</th> <th>桃山町</th> <th>貴志川町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例</td> <td>150件</td> <td>170件</td> <td>148件</td> <td>153件</td> <td>119件</td> </tr> <tr> <td>規則</td> <td>111件</td> <td>119件</td> <td>104件</td> <td>148件</td> <td>101件</td> </tr> <tr> <td>規程</td> <td>41件</td> <td>54件</td> <td>36件</td> <td>41件</td> <td>24件</td> </tr> <tr> <td>要綱</td> <td>64件</td> <td>79件</td> <td>39件</td> <td>141件</td> <td>102件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>49件</td> <td>8件</td> <td>34件</td> <td>54件</td> <td>81件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>415件</td> <td>430件</td> <td>361件</td> <td>537件</td> <td>427件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成16年4月1日現在)</p>						区分	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	条例	150件	170件	148件	153件	119件	規則	111件	119件	104件	148件	101件	規程	41件	54件	36件	41件	24件	要綱	64件	79件	39件	141件	102件	その他	49件	8件	34件	54件	81件	合計	415件	430件	361件	537件	427件	<p>合併と同時に、打田町、粉河町、那賀町、桃山町、及び貴志川町の法人格が消滅するため、5町の条例、規則等は全て失効することになる。</p> <p>そのため、新市において新たに条例、規則等を制定し施行する必要があり、その取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業の調整内容に基づき、次の区分により調整するものとする。</p> <p>制定施行の区分</p> <p>(1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分等により、即時制定し施行するもの。</p> <p>条例 市長職務執行者(地方自治法施行令第1条の2)の専決処分(地方自治法第179条第1項)により制定し施行する。</p> <p>規則等 制定権者(新市の市長職務執行者等)の職権により制定し施行する(地方自治法第15条第1項)。</p> <p>(2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行するもの。 新市の条例、規則が定められる間での暫定措置として、従来その地域(旧市町村域)に施行されていた条例、規則を新市の条例、規則として引き続き施行させる。(地方自治法施行令第3条)</p> <p>(3) 合併後、逐次制定し施行するもの。 新市の市長職務執行者の専決処分になじまないもの。 新市発足時には必要ないが逐次制定しなくてはならないもの。</p>		<p>紀の川市例規制定を次のとおりとする。</p> <p>5町統一例規及び新規例規の総数が1,198件である。</p> <p>そのうち統合する例規が135件、廃止する例規が198件となり、新市で制定される例規は865件となる。</p> <p>その内訳は下記表のとおり。</p> <p>【施行区分一覧表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>即時</th> <th>暫定</th> <th>漸次</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例</td> <td>247件</td> <td>4件</td> <td>5件</td> <td>256件</td> </tr> <tr> <td>規則</td> <td>206件</td> <td>2件</td> <td>17件</td> <td>225件</td> </tr> <tr> <td>規程</td> <td>92件</td> <td>0件</td> <td>17件</td> <td>109件</td> </tr> <tr> <td>要綱</td> <td>247件</td> <td>1件</td> <td>4件</td> <td>252件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>20件</td> <td>0件</td> <td>3件</td> <td>23件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>812件</td> <td>7件</td> <td>46件</td> <td>865件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成17年8月3日現在)</p>					区分	即時	暫定	漸次	計	条例	247件	4件	5件	256件	規則	206件	2件	17件	225件	規程	92件	0件	17件	109件	要綱	247件	1件	4件	252件	その他	20件	0件	3件	23件	合計	812件	7件	46件	865件
区分	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町																																																																																				
条例	150件	170件	148件	153件	119件																																																																																				
規則	111件	119件	104件	148件	101件																																																																																				
規程	41件	54件	36件	41件	24件																																																																																				
要綱	64件	79件	39件	141件	102件																																																																																				
その他	49件	8件	34件	54件	81件																																																																																				
合計	415件	430件	361件	537件	427件																																																																																				
区分	即時	暫定	漸次	計																																																																																					
条例	247件	4件	5件	256件																																																																																					
規則	206件	2件	17件	225件																																																																																					
規程	92件	0件	17件	109件																																																																																					
要綱	247件	1件	4件	252件																																																																																					
その他	20件	0件	3件	23件																																																																																					
合計	812件	7件	46件	865件																																																																																					
<p>【参考】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>条例</td> <td>地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、公共事業、団体委任事務及び行政について、条例を制定することができる。(自治法第14条第1項)</td> </tr> <tr> <td>規則</td> <td>地方公共団体の長等が定めるもの(自治法第15条第1項、同法第138条の4第2項)で、条例の委任を受け、又は条例を執行するために定める。</td> </tr> <tr> <td>規程</td> <td>法律、条例、規則等の範囲内で定められ、法規的色彩は原則として有せず、組織上の細目や事務処理手続き、その他事務処理上必要な事項を定める場合が多い。(例：庶務規程、服務規程、文書取扱規程)</td> </tr> <tr> <td>要綱</td> <td>法律、条例等の規定に基づかない行政機関の内部規定</td> </tr> </tbody> </table>						条例	地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、公共事業、団体委任事務及び行政について、条例を制定することができる。(自治法第14条第1項)	規則	地方公共団体の長等が定めるもの(自治法第15条第1項、同法第138条の4第2項)で、条例の委任を受け、又は条例を執行するために定める。	規程	法律、条例、規則等の範囲内で定められ、法規的色彩は原則として有せず、組織上の細目や事務処理手続き、その他事務処理上必要な事項を定める場合が多い。(例：庶務規程、服務規程、文書取扱規程)	要綱	法律、条例等の規定に基づかない行政機関の内部規定																																																																												
条例	地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、公共事業、団体委任事務及び行政について、条例を制定することができる。(自治法第14条第1項)																																																																																								
規則	地方公共団体の長等が定めるもの(自治法第15条第1項、同法第138条の4第2項)で、条例の委任を受け、又は条例を執行するために定める。																																																																																								
規程	法律、条例、規則等の範囲内で定められ、法規的色彩は原則として有せず、組織上の細目や事務処理手続き、その他事務処理上必要な事項を定める場合が多い。(例：庶務規程、服務規程、文書取扱規程)																																																																																								
要綱	法律、条例等の規定に基づかない行政機関の内部規定																																																																																								

協定項目	16	公共的団体等の取扱い	関係項目	公共的団体等の取扱い	調整課
調整方針	<p>公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。 5町に共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。 5町に共通している団体で統合に時間を要する団体は、将来統合できるよう調整に努めるものとする。 独自の団体は、原則として現行のとおりとする。</p>				

調整結果	件数
独自の団体とし存続	36
統合	68
廃止（解散）	40
その他	2
合計	146

打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	紀の川市	調整結果	備考
打田町区長会	粉河町総代連絡協議会	那賀町区長協議会	桃山町区長会	貴志川町自治区長会	紀の川市自治連絡協議会	合併時に統合するが、現行の団体は独自に存続する。	
打田町消防団	粉河町消防団	那賀町消防団	桃山町消防団	貴志川町消防団	紀の川市連合消防団	連合として存続	
打田町消防委員会	粉河町消防委員会	那賀町消防委員会	桃山町消防委員会	貴志川町消防委員会	紀の川市消防委員会	合併時に統合する。（新市において組織する）	
打田町防災会議	粉河町防災会議	那賀町防災会議	桃山町防災会議	貴志川町防災会議	紀の川市防災会議	合併時に統合する。（新市において組織する）	
打田町消防賞じゅつ金等審査委員会	粉河町消防賞じゅつ金等審査委員会	那賀町賞じゅつ金等審査委員会	桃山町賞じゅつ金等審査委員会	貴志川町消防賞じゅつ金等審査委員会	紀の川市消防賞じゅつ金等審査委員会	合併時に統合する。（新市において組織する）	
無し	粉河町婦人防火クラブ連絡協議会	婦人防火クラブ	婦人防火クラブ	婦人防火クラブ		独自の団体として存続する。	
打田町建設業協会	粉河町建設業協会	那賀町建設業協会	桃山町建設業協会	貴志川町建設業協会		独自の団体として存続する。	
				貴志川町ほ場整備推進委員会		合併時に廃止する。	
			桃山町建設工事等暴力団排除対策委員会			合併時に廃止する。（新市で新たに組織する）	
打田町都市計画審議会	粉河町都市計画審議会	那賀町都市計画審議会	桃山町都市計画審議会	貴志川町都市計画審議会	紀の川市都市計画審議会	合併時に統合する。	
打田町選挙管理委員会	粉河町選挙管理委員会	那賀町選挙管理委員会	桃山町選挙管理委員会	貴志川町選挙管理委員会	紀の川市選挙管理委員会	合併時に統合する。	
		那賀町公明選挙友の会		貴志川町明るい選挙推進協議会		合併時に廃止する。	新市において新たに協議する。
打田町交通指導員会	粉河町交通指導員会	那賀町交通指導員会	桃山町交通指導員会	貴志川町交通指導員会	紀の川市交通指導員	合併時に統合する。	
打田町交通指導員等賞じゅつ金審査委員会	粉河町交通指導員等賞じゅつ金審査委員会					合併時に廃止する。	
打田町交通安全対策会議	粉河町交通安全対策会議	那賀町交通安全対策会議	桃山町交通安全対策会議	貴志川町交通安全対策会議	紀の川市交通安全対策会議	合併時に統合する。（新市において組織する）	

打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	紀の川市	調整結果	備考
打田町交通事故をなくする町民運動推進協議会	粉河町交通安全運動推進協議会	那賀町交通安全推進協議会	桃山町交通安全推進連絡協議会	貴志川町交通安全推進連絡協議会	紀の川市交通安全推進連絡協議会	合併時に統合する。	
打田町交通安全母の会(婦人会兼)	粉河町交通安全母の会(婦人会兼)	那賀町交通安全母の会(婦人会兼)	桃山町交通安全母の会	貴志川町交通安全母の会	紀の川市交通安全母の会	合併時に統合する。	
打田町生活安全推進協議会	粉河町生活安全推進協議会	那賀町生活安全推進協議会	桃山町生活安全推進協議会	貴志川町生活安全推進協議会	紀の川市生活安全推進協議会	合併時に統合する。(防犯自治会を含む)	
	粉河町防犯自治会	那賀町防犯自治会・那賀町暴力追放推進協議会	桃山町暴力追放推進協議会			合併時に廃止し、生活安全推進協議会へ統合する。	
	粉河町土地埋め立て等審議会			貴志川町土地の埋立て等規制委員会		合併時に開発計画審査会等関係組織に統合する。	
打田町宅地造成事業等審議会	粉河町宅地等造成事業対策審議会		桃山町開発計画審議会	貴志川町宅地開発指導事項審査会	紀の川市開発計画審議会	合併時に統合する。	
				貴志川町宅地開発事前審査会		合併時に開発計画審査会等関係組織に統合する。	
打田町女性会議	粉河町女性会議	那賀町女性会議	桃山町女性会議	貴志川町女性会議	紀の川市女性会議	合併時に統合する。(再編)	
				貴志川町まちづくり推進委員会		合併時に廃止する。	
打田町シルバー人材センター	粉河町シルバー人材センター	那賀町シルバー人材センター		(社団)貴志川町シルバー人材センター	(社団)紀の川市シルバー人材センター	平成18年4月1日から統合する。	
打田町地籍調査推進委員会	粉河町地籍調査推進委員会	那賀町地籍調査推進委員事務連絡協議会		貴志川町地籍調査推進委員会	紀の川市地籍調査推進委員会	現在委員のあるところは解散し合併時に新たに設立する。	
打田町地籍調査地区委員会	地籍調査地区委員会	地区推進委員	桃山町地籍調査推進委員会	貴志川町地籍調査地区委員会	紀の川市地籍調査地区委員会	独自の団体として存続する。	
	粉河町誘致企業連絡会		桃山町立地企業連絡協議会		紀の川市立地企業連絡協議会	合併時に統合する。	
打田町土地開発公社	粉河町土地開発公社		桃山町土地開発公社	貴志川町土地開発公社	紀の川市土地開発公社	合併時に統合する。	
打田町廃棄物不法投棄防止検討委員会	粉河町廃棄物不法投棄防止検討委員会	那賀町廃棄物不法投棄防止検討委員会	桃山町不法投棄防止対策本部	貴志川町廃棄物不法投棄防止対策委員会	紀の川市廃棄物不法投棄防止対策委員会	合併時に新たに再編する。	
	粉河町公害防止対策審議会	那賀町環境問題審議委員会	桃山町環境保全推進委員会	貴志川町環境保全審議会	紀の川市環境保全対策審議会	合併時に統合する。	
打田町を美しくする町民運動推進協議会						合併時に廃止する。	
打田町美化運動推進協議会	感動こかわ21協議会		桃山町美化推進協議会			合併時に廃止する。	
		那賀町浴場経営管理委員会			紀の川市浴場経営管理委員会	独自の団体として存続する。	
	粉河町介護保険運営協議会			貴志川町介護保険運営委員会	紀の川市介護保険運営委員会	合併時に統合する。(新たに再編)	
打田町国民健康保険運営協議会	粉河町国民健康保険運営協議会	那賀町国民健康保険運営協議会	桃山町国民健康保険運営協議会	貴志川町国民健康保険運営協議会	紀の川市国民健康保険運営協議会	合併時に統合する。	
打田町老人ホーム入所判定委員会	粉河町老人ホーム入所判定委員会	那賀町老人ホーム入所判定委員会	桃山町老人ホーム入所判定委員会	貴志川町老人ホーム入所判定委員会	紀の川市老人ホーム入所判定委員会	合併時に統合する。	
打田町老人クラブ連合会	粉河町老人クラブ連合会	那賀町老人クラブ連合会	桃山町老人クラブ連合会	貴志川町老人クラブ連合会	紀の川市老人クラブ連合会	平成18年4月1日に統合する。(支部組織は存続する)	
		那賀町介護者の会				独自の団体として存続する。	事務局 社会福祉協議会

打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	紀の川市	調整結果	備考
打田町精神障害者家族会(むつみ会)	粉河町希望の会	那賀町精神障害者家族会(おりづる会)	桃山町精神障害者家族会(わらびの会)	貴志川町精神障害者家族会(いちごの会)		独自の団体として存続する。	
打田町障害児者父母の会(ひまわり会)	粉河町障害者父母の会	那賀町障害者父母の会	桃山町障害児者父母の会	貴志川町障害児(者)父母の会	紀の川市障害者父母の会	合併時に統合する。	新市 行政(障害福祉課、障害福祉係)
	粉河町重度心身障害者若年部会					独自の団体として存続する。	事務局 社会福祉協議会
			桃山町難病患者家族福祉連絡協議会			独自の団体として存続する。	事務局 社会福祉協議会
				はなみずきグループ(ふきのとう支援団体)		独自の団体として存続する。	
打田町民生委員推薦会	粉河町民生委員推薦会		桃山町民生委員推せん会	貴志川町民生委員推薦会	紀の川市民生委員推薦会	合併後組織を再編する。	
打田町民生児童委員協議会	粉河町民生児童委員協議会	那賀町民生児童委員協議会	桃山町民生児童委員協議会	貴志川町民生児童委員連絡協議会	紀の川市民生児童委員連絡協議会	合併時に統合する。	
打田町母子寡婦福祉連合会	粉河町母子寡婦福祉連合会	那賀町母子寡婦福祉連合会	桃山町母子寡婦福祉連合会	貴志川町母子寡婦福祉連合会	紀の川市母子寡婦福祉連合会	平成18年4月1日に統合する。(支部組織は存続する)	事務局 紀の川市福祉協議会
	幼児教育振興連絡協議会					合併時に廃止する。	
那賀保護司会打田分会	那賀保護司会粉河分会	那賀保護司会那賀分会	那賀保護司会桃山分会	那賀保護司会貴志川分会		独自の団体として存続する。	
打田町更生保護婦人会	那賀東更生保護婦人会粉河支部	那賀東更生保護婦人会那賀支部	桃山地区更生保護婦人会	貴志川地区更生保護女性会	紀の川市更生保護女性会	合併時に統合する。(支部組織は存続)	
打田町身体障害者連盟	粉河町身体障害者連盟	那賀町身体障害者連盟	桃山町身体障害者連盟	貴志川町身体障害者連盟	紀の川市身体障害者連盟	平成18年4月1日に統合する。(支部組織は存続する)	新市 行政(障害福祉課、障害福祉係)
打田町遺族会	粉河町遺族連合会	那賀町遺族連合会・遺族婦人部・遺族婦人部	桃山町遺族会・遺族会婦人部	貴志川町遺族会	紀の川市遺族会	合併時に統合する。(支部組織として存続する。)	事務局 社会福祉協議会
打田町傷痍軍人会・同妻の会	粉河町傷痍軍人会・同妻の会	那賀町傷痍軍人会・同妻の会		貴志川町傷痍軍人会・同妻の会	紀の川市傷痍軍人会・同妻の会	合併時に統合する。(支部組織として存続)	事務局 行政(社会福祉課、社会福祉係)
打田町赤十字奉仕団	粉河町赤十字奉仕団	那賀町赤十字奉仕団	那賀町赤十字奉仕団	貴志川町赤十字奉仕団	紀の川市赤十字奉仕団	合併時に統合する。(支部として存続する)	事務局 行政(社会福祉課、社会福祉係)
				貴志川町ボランティア地域活動推進協議会		合併時に廃止する。紀の川市ボランティア連絡協議会へ統合	
打田町ボランティア連絡協議会	粉河町ボランティア連絡協議会	那賀町ボランティア連絡協議会	桃山町ボランティア連絡協議会	貴志川町ボランティア連絡協議会	紀の川市ボランティア連絡協議会	平成18年4月1日に統合する。(支部組織は存続する)	
打田町母子保健推進員会	粉河町母子保健推進員協議会	那賀町母子保健推進協議会	桃山町母子保健推進委員会	貴志川町母子保健推進会	紀の川市母子保健推進会	平成18年4月1日から統合する。	合併後統合するが、支部独自の活動が実施できるようにする。
			桃山町保健衛生推進協議会			合併時に廃止する。	
打田町保健衛生事故調査会	粉河町保健衛生事故調査会	那賀町保健衛生事故調査会	桃山町保健衛生事故調査会	貴志川町保健衛生事故調査会	紀の川市保健衛生事故調査会	合併時に統合する。(再編)	
打田町健康づくり推進協議会	粉河町健康づくり推進協議会	那賀町健康づくり推進協議会	桃山町健康づくり推進協議会	貴志川町健康づくり推進協議会	紀の川市健康づくり推進協議会	平成18年4月1日から統合する。	
打田町健康づくり計画策定委員会						合併時に廃止する。	
	粉河町いきいき粉河 21 プラン策定委員会			貴志川町健やかきしがわ 21 計画策定委員会		合併時に廃止する。	
				貴志川町母子保健計画策		合併時に廃止する。	

打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	紀の川市	調整結果	備考
				定委員会			
			桃山町地域保健対策推進協議会			合併時に廃止する。	
打田町次世代育成支援地域行動計画作成委員会			桃山町次世代育成支援行動計画策定委員会			合併時に廃止する。	
打田町乳幼児健全発達支援相談事業連絡調整会議						合併時に廃止する。	
打田町食生活改善推進協議会	粉河町食生活改善推進協議会	那賀町食生活改善推進協議会	桃山町食生活改善推進協議会	貴志川町食生活改善推進協議会	紀の川市食生活改善推進協議会	平成18年4月1日から統合する。(支部は存続する)	
	粉河町栄養改善団体					合併時に廃止する。	
(社会)打田町社会福祉協議会	(社会)粉河町社会福祉協議会	(社会)那賀町社会福祉協議会	(社会)桃山町社会福祉協議会	(社会)貴志川町社会福祉協議会	(社会)紀の川市社会福祉協議会	合併時に統合する。	
		那賀町人権啓発推進協議会		貴志川町庁内人権推進委員会	紀の川市庁内人権推進検討委員会	合併時に統合する。	
打田町人権委員会	粉河町人権推進委員会	那賀町人権委員会	桃山町人権推進委員会	貴志川町人権推進委員会	紀の川市人権委員会	合併時に統合する。	
打田町差別事件処理委員会	粉河町人権推進委員会	那賀町人権侵害調査委員会	桃山町人権推進委員会人権問題処理部会	貴志川町差別事件処理委員会	紀の川市人権問題処理委員会	合併時に統合する。(再編)	
打田町古和田会館及び井阪文化会館運営審議会			桃山町隣保館運営審議会			合併時に廃止する。	
打田町農業士協議会	粉河町農業士会	那賀町農業士会	桃山町農業士会	貴志川町農業士会	紀の川市農業士会	合併に向けて速やかに統合する。	(合併前に統合する可能性あり)
打田町水田農業推進協議会	粉河町水田農業推進協議会	那賀町水田農業推進協議会	桃山町水田農業推進委員会	貴志川町水田農業推進協議会		平成19年4月1日から統合する。	(合併時は現行とおり、独自の団体となる。4月1日から国の制度改正に伴い組織を再編する。)
打田町4Hクラブ	粉河町4Hクラブ	組織なし	桃山町4Hクラブ連合会			合併後、速やかに統合調整に努める。(支部組織として連合会を設置)	
打田町青年農業経営者協議会	粉河町青年農業経営者協議会	那賀町青年農業経営者協議会		貴志川町青年農業経営者協議会		独自の団体として存続する。	
打田町緑化推進委員会	粉河町緑化推進委員会	那賀町緑化推進委員会	桃山町緑化推進協議会	貴志川町緑化推進委員会	紀の川市緑化推進委員会	合併時に統合する。	
打田町みどりの少年団	粉河町みどりの少年団	那賀町みどりの少年団	桃山町みどりの少年団	貴志川町みどりの少年団		独自の団体として存続する。	平成16年度で県の補助事業としては廃止され、平成17年度においては「緑推」から町の緑推を通じ団体へ補助される模様。しかしまだ、どのような形でされるかは県の意向アンケート等を行った後でなければ方向が定まらない。
	粉河町農業体験協議会					合併時に廃止する。	
畜産振興会						独自の団体として存続する。	
打田町農業振興地域整備促進協議会	粉河町農業振興地域整備促進協議会	那賀町農業振興地域整備促進協議会	桃山町農業振興地域整備促進協議会	貴志川町農業振興協議会と同じ	紀の川市農業振興地域整備促進協議会	合併時に統合する。	

打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	紀の川市	調整結果	備考
打田町農業振興協議会	粉河町農業振興協議会	那賀町農業振興協議会	桃山町農業構造改善事業協議会	貴志川町農業振興協議会		合併時に廃止する。(紀の川市農業振興地域整備促進協議会に統合)	新市においては「農業振興地域整備促進協議会」に統合。
打田町東部・古和田・池田西部・交西の各生活学校	竜門生活学校	あけぼの生活学校	市場生活学校	神戸生活学校		合併後、速やかに統合する。	
打田町生活研究グループ協議会	粉河町生活研究グループ	那賀町生活研究グループ	桃山町生活研究グループ	貴志川町生活研究グループ		合併後5年以内に統合する。	
水耕栽培研究会						独自の団体として存続する。	
農業者年金協会	農業者年金協会	農業者年金協会	農業者年金協会	農業者年金協会	紀の川市農業者年金協会	合併時に統合する。	
打田町そ菜研究会				貴志川町そ菜研究会		合併後速やかに統合する。	独自の団体として存続するが、補助金については、個々の団体に対してはなく、JA(事務局)へ一本化する。
打田町花卉部会				貴志川町花き研究会		合併後速やかに統合する。	独自の団体として存続するが、補助金については、個々の団体に対してはなく、JA(事務局)へ一本化する。
	粉河町食育実践推進支援協議会					合併時に廃止する。	
	粉河町有機農業実践グループ	那賀町有機実践グループ				合併後5年以内に統合する。	独自の団体として存続し、市全体の組織として連合組織を設置する。
打田町農業構造改善センター運営委員会						合併時に廃止する。	
	営農研究会		桃山町農事研究会			独自の団体として存続する。(4/25分科会で)	
打田町商工会	粉河町商工会	那賀町商工会	桃山町商工会	貴志川町商工会		合併時は現行の商工会組織として存続する。	平成19年4月に商工会合併が予定されている中で、合併の早期実現に向け、各商工会の意向を尊重しながら新市において調整を図る。
設立準備中(仮称 打田町観光協会)	粉河町観光協会		桃山町観光協会	貴志川町観光協会		現存の観光協会については統合する方向で合併後に調整を図る。	これら統合に向けた準備作業として現存する3町の観光協会役員(事務局含め若干名)と観光協会未設立の2町の事務局を含めた若干名の準備委員を選任し、統合に向けた準備作業部会を開催するとともに、新市にふさわしい観光協会の設立を目指す。
		藤崎観光協会(新市において名称を変更)				独自の団体として存続する。	
		葛城観光協会(新市において名称を変更)				独自の団体として存続する。	

打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	紀の川市	調整結果	備考
アイラブウチタ実行委員会		那賀夏まつり実行委員会		貴志川夏まつり実行委員会		平成18年度は、独自の団体として存続する。	平成19年度以降については、イベントの見直しに伴い、団体の在り方についても一度見直し検討する。
	粉河町民祭委員会	青洲まつり実行委員会	桃山町まつり実行委員会	きしがわ祭実行委員会(農振分科会にて調整)		平成18年度は、独自の団体として存続する。	平成19年度以降については、イベントの見直しに伴い、団体の在り方についても一度見直し検討する。
	粉河町産業祭実行委員会			貴志川まつり運営委員会		独自の団体として存続する。	
				むらおこし事業委員会		合併時に廃止する。	
				貴志川町商業協同組合		独自の団体として存続する。	
打田町小売商業調整協議会				貴志川町小売商業調整協議会		合併時には協議会を解散し、新市において時代に即した新たな協議会を必要に応じて発足する。	
			桃山町都市マスタープラン策定委員会	貴志川町都市マスタープラン策定委員会		合併時に廃止する。	新市において都市計画に関する基本方針を策定する場合に新たに委員会を設置する
		名手駅前まちづくり検討委員会		貴志川町まちづくり事業検討委員会		独自の団体として存続する。	
			桃源郷運動公園整備検討委員			合併時に廃止する。	
			桃山町水道運営審議会	桃山町水道運営理事会(審議会付属機関)		合併時に廃止する。	
				貴志川町下水道事業整備推進委員会		合併時に廃止する。	
				貴志川町公共下水道事業実施自治区整備推進協力委員会	紀の川市公共下水道事業実施自治区整備推進協力委員会	合併時、新市の団体として存続	
打田町就学指導委員会	粉河町適正就学指導委員会	那賀町心身障害児適正就学指導委員会	桃山町適正就学指導委員会	貴志川町適正就学指導委員会	紀の川市適正就学指導委員会	平成18年4月1日から統合する。	合併時は、判定時期なので旧町の委員会で新市に引き継ぐ。旧体制で行う。
	粉河町育英基金選考委員会					平成16年度で廃止	
				貴志川町スクールサポーター		独自の団体として存続する。	
			桃山町幼稚園教育推進連絡協議会	貴志川町幼児教育振興協議会		合併時に廃止する。	平成16年度廃止
	鞆淵山村留学対策委員会					独自の団体として存続する。	
			桃山町読み聞かせクラブ			独自の団体として存続する。	
				貴志川町ふるさと運動推進協議会		合併時に廃止する。	
打田町社会教育委員会	粉河町社会教育委員会	那賀町社会教育委員会	桃山町社会教育委員会	貴志川町社会教育委員会	紀の川市社会教育委員会	合併時に統合する。	

打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	紀の川市	調整結果	備考
打田町婦人会	粉河町婦人会	那賀町婦人会	桃山町婦人会	貴志川町女性学級(5団体)	紀の川市婦人会	合併時に統合する。	婦人は合併時に統合する。(紀の川市婦人会を設立。)女性学級については、婦人会とは別に独自の団体として存続する。
打田町公民館運営審議会			桃山町公民館運営審議会	貴志川町公民館運営審議会	紀の川市公民館運営審議会	合併時に統合する。	
				丸栖、東・中・西貴志コミュニティセンター管理運営委員会		独自の団体として存続する。	
				貴志川町生涯学習センター管理運営委員会		合併時に廃止する。	
打田町教育集会所事業運営委員会						独自の団体として存続する。	
打田町文化財保護委員会	粉河町文化財保護委員会	那賀町文化財保護委員会	桃山町文化財保護委員会	貴志川町文化財保護委員会	紀の川市文化財保護委員会	合併時に統合する。	
	粉河町文化財審議会					合併時に統合する。(文化財保護委員会へ統合)	
打田町文化協会	粉河町文化協会	那賀町文化協会	桃山町文化協会	貴志川町文化協会	紀の川市文化協会	合併時に統合する。	合併時に統合する。(紀の川市文化協会を設立)但し、当分の間は5支部単位で活動する。
	粉河町花の会					独自の団体として存続する。	
	粉河文化史友会		桃山町歴史の会			独自の団体として存続する。	
打田町青少年問題協議会		那賀町青少年問題協議会		貴志川町青少年問題協議会		合併時に廃止する。	
打田町青少年育成町民会議	粉河町青少年育成町民会議	那賀町青少年育成町民会議	桃山町青少年健全育成推進指導員会が兼務	貴志川町青少年健全育成推進協議会が兼務	紀の川市青少年育成市民会議	合併時に統合する。	旧組織を見直し統合する。
打田町青少年育成県民運動推進委員会	粉河町青少年補導委員連絡協議会	那賀町青少年育成推進委員会	桃山町青少年健全育成推進指導員会	貴志川町青少年健全育成推進協議会	紀の川市青少年健全育成推進協議会	平成18年4月1日から統合する。(旧町の団体は支部として存続)	
		那賀町子ども会運営委員会	桃山町幼稚園・保育所整備統合委員会	貴志川町地域ぐるみの子育て連絡協議会		合併時に廃止する。	
		あんぱんクラブ(生涯学習グループ)				独自の団体として存続する。	
打田町地域活動連絡協議会	粉河町父母子供クラブ運営協議会	那賀町父母子ども会連絡協議会	桃山町地域活動連絡協議会	貴志川町地域活動連絡協議会	紀の川市地域活動連絡協議会	合併時に統合する。	
		那賀町父母子ども会				合併時に廃止する。	
	紀北ユネスコ協会	那賀・青洲ユネスコ協会		貴志川ユネスコ協会		独自の団体として存続する。	
	粉河ユースクラブ	那賀町青年団体連絡協議会		貴志川町青年会連絡協議会	紀の川市青年会連絡協議会	合併時に統合する。	
ボーイスカウト	ボーイ・ガールスカウト	ボーイ・ガールスカウト		ボーイスカウト 那賀第6団		独自の団体として存続する。	
		ジュニア・シニアリーダー	桃山町ジュニアリーダー			独自の団体として存続する。	

打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	紀の川市	調整結果	備考
		子育て支援のびのびネットワーク				独自の団体として存続する。	
				貴志川町地域教育力活性化・体験活動推進協議会		合併時に廃止する。	
	生涯学習推進員			貴志川町生涯学習メントル	紀の川市生涯学習メントル	平成18年4月1日から統合する。	
		ぱっくんくらぶ(生涯学習グループ)				独自の団体として存続する。	
打田町体育指導委員会	粉河町体育指導委員会		桃山町体育指導委員会	貴志川町体育指導委員会	紀の川市体育指導委員会	合併時に統合する。	
打田町体育振興会	粉河町体育協会	那賀町体育協会	桃山町体育協会	貴志川町体育協会	紀の川市体育協会	合併時に統合する。	
打田町スポーツ少年団指導者協議会	粉河町スポーツ少年団指導者協議会	那賀町スポーツ少年団指導者協議会		貴志川町スポーツ少年団指導者協議会	紀の川市スポーツ少年団指導者協議会	合併時に統合する。	
打田町スポーツ少年団本部	粉河町スポーツ少年団本部	那賀町スポーツ少年団本部	桃山町スポーツ少年団本部	貴志川町スポーツ少年団本部	紀の川市スポーツ少年団	合併時に統合する。	

協定項目	2 2	上下水道事業の取扱い	関係項目	上水道事業の取扱い	調整課
調整方針	<p>上水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>上水道施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 上水道事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新計画を策定する。 上水道使用料、メーター使用料及び加入分担金については、合併後当分の間、現行のとおりとする。 <u>各種手数料、受益者負担金（施設分担金）、検針業務及び水道料金の徴収方法については、合併時に統一する。</u></p>				

那 賀 5 町 の 状 況							調整の具体的内容	現在の調整状況																																			
平成 16 年 3 月末現在（金額はすべて税込み）																																											
項目	打田町上水道	粉河町上水道	那賀町上水道	桃山町上水道	貴志川町上水道																																						
手 数 料	給水工事設計手数料	10,000 円 / 件	9,000 円 / 件	1,000 円 / 件	規定なし	1,000 円 / 件	<p>手数料については、合併時に統一する。</p> <p>上水道事業及び工業用水道事業に係る手数料については、合併時に次のとおり統一する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の名称</th> <th>金額(円)</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水工事設計手数料</td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>材料検査手数料</td> <td>1,000</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>設計審査手数料</td> <td>2,000</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>完成検査手数料</td> <td>2,000</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>道路占用掘削申請手数料</td> <td>3,000</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>消防演習立会手数料</td> <td>5,000</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>開栓手数料</td> <td>2,200</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>各種証明手数料</td> <td>200</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事事業者指定手数料</td> <td>10,000</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>水質検査手数料</td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉栓手数料</td> <td>不要</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料の名称	金額(円)	単位	給水工事設計手数料	不要		材料検査手数料	1,000	件	設計審査手数料	2,000	件	完成検査手数料	2,000	件	道路占用掘削申請手数料	3,000	件	消防演習立会手数料	5,000	回	開栓手数料	2,200	件	各種証明手数料	200	件	給水装置工事事業者指定手数料	10,000	件	水質検査手数料	不要		閉栓手数料	不要	
	手数料の名称	金額(円)	単位																																								
	給水工事設計手数料	不要																																									
	材料検査手数料	1,000	件																																								
	設計審査手数料	2,000	件																																								
	完成検査手数料	2,000	件																																								
	道路占用掘削申請手数料	3,000	件																																								
	消防演習立会手数料	5,000	回																																								
	開栓手数料	2,200	件																																								
	各種証明手数料	200	件																																								
	給水装置工事事業者指定手数料	10,000	件																																								
	水質検査手数料	不要																																									
	閉栓手数料	不要																																									
	使用材料検査手数料	5,000 円 / 回	規定なし	300 円 / 件	規定なし	規定なし		規定なし																																			
指定給水装置工事事業者指定申請手数料	10,000 円 / 件	14,000 円 / 件	2,000 円 / 件	規定なし	規定なし	規定なし																																					
設計審査手数料	5,000 円 / 回	(単位:円)	500 円 / 件	規定なし	規定なし	規定なし																																					
工事検査手数料	5,000 円 / 回	メ-タ-口径	新設又は全面改造工事	その他の工事	500 円 / 件	規定なし	規定なし																																				
		13mm	8,000	4,000																																							
		20mm																																									
		25mm	10,000	5,000																																							
		40mm																																									
50mm	12,000	6,000																																									
75mm																																											
給水管分岐工事	4,000																																										
消防演習立会い手数料	5,000 円 / 回	規定なし	500 円 / 件	規定なし	200 円 / 1 回 (勤務時間外 5 割増)																																						
道路占用手続手数料	10,000 円 / 件	5,000 円 / 円	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし																																					
道路使用許可続手数料	5,000 円 / 件	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし																																					
水質検査手数料	規定なし	規定なし	500 円 / 件	規定なし	規定なし	規定なし																																					
開栓手数料	2,200 円 / 件	600 円 / 回	1,000 円 / 回	1,000 円 / 件	規定なし	規定なし																																					
閉栓手数料	規定なし	600 円 / 回	規定なし	1,000 円 / 件	規定なし	規定なし																																					
各種証明手数料	200 円 / 件	200 円 / 件	100 円 / 件	規定なし	200 円 / 件																																						

那 賀 5 町 の 状 況												調整の具体的内容	現在の調整状況
平成 16 年 3 月末現在（金額はすべて税込み）													
項目		打田町上水道		粉河町上水道		那賀町上水道		桃山町上水道		貴志川町上水道		調整の具体的内容	現在の調整状況
受益者負担金 (施設分担金)	面積算定の基準	(1) 賃貸又は分譲等を目的とする開発行為については、計画面積から公共公益施設面積を除いた面積 (2) 工場用地等の開発行為については、有効敷地面積とし、2階部分以上の築造物については、延床面積を加えた面積 (3) 商業用地等開発行為については、事業活動に関する面積 (4) その他の施設等の開発については、延床面積を基準とした面積		(1) 造成地の総面積から公共用地を除いた面積 (2) 3階建以上の中高層住宅の分譲等については、有効宅地面積に3階以上の床面積を加えた面積		(1) 造成地の総面積から公共用地を除いた面積 (2) 2階以上の分譲等の建物については、総床面積から1階部分の床面積を除いた面積		(1) 造成地の総面積から公共用地を除いた面積 (2) 2階以上の分譲等建物は、総床面積から1階部分の床面積を除いた面積 ・私設消火栓分担金 消火栓 1 栓当たり 年 30,000 円		(1) 分譲住宅の開発行為等については、計画総面積から公共公益施設面積等を除いた面積 (2) 共同住宅の開発行為等については、延床面積から公共公益施設面積及び共用部分等を除いた面積 (3) 店舗の開発行為等については、小売業の事業活動に関する床面積 (4) その他の施設の開発行為等については、延床面積を基準とした面積 ・臨時用分担金 分水栓及び量水器の 口径 13m 分担金の額 52,500 円			
	金額	1,430 円 / m ²		1,050 円 / m ²		1,050 円 / m ²		1,000 円 / m ²		1,050 円 / m ²			
検針	検針人数	委託検針員(12人)による検針		委託検針員(4人)による検針		委託検針員(5人)による検針		臨時職員(1人)による検針		水道課職員(3人)、及び委託検針員(6人)による検針		検針業務及び料金の徴収方法については、合併時に統一する。	【検針月】 毎月検針に統一する。 【納付書の発行日】 毎月徴収とし、毎月 10 日前後に発行する。 【納期限】 窓口納付、口座振替、集金による納付ともに、毎月 24 日とする。
	検針月	毎月検針		毎月検針		毎月検針		隔月検針		毎月検針			
	検針員委託料	1 件につき 80 円		1 件につき 80 円		55,000 ~ 75,000 円 / 月 (受持ち戸数により異なる)		(臨時職員)		1 件につき 70 円			
料金徴収	納付書の発行日	毎月 10 日前後		毎月 20 日前後		毎月 20 日前後		毎月 1 日		毎月 17 日前後			
	納期限	窓口納付	毎月 25 日	窓口納付	毎月末	窓口納付	毎月末	窓口納付	毎月末	窓口納付	毎月末		
		口座振替	毎月 25 日	口座振替	毎月 26 日	口座振替	毎月 27 日	口座振替	毎月 24 日	口座振替	毎月 24 日		
		集金	毎月 25 日	集金	翌月 20 日	集金	翌月 10 日	集金	毎月末	集金	毎月末		
	集金委託先	委託集金人 18 人		徴収員 2 人		徴収員 5 人		委託集金人 2 人		委託集金人 2 人			
集金委託単価	集金額の 3%		1 件につき 140 円		検針委託料に含む。		1 件につき 130 円		120 円 / 1 件 + 集金額の 3%				

協定項目	2 2	上下水道事業の取扱い	関係項目	簡易水道事業の取扱い	調整課
調整方針	<p>簡易水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>簡易水道施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 簡易水道使用料、メーター使用料及び加入分担金については、合併後当分の間、現行のとおりとする。 <u>各種手数料、受益者負担金（施設分担金）、検針業務及び水道料金の徴収方法については、合併時に統一する。</u></p>				

那 賀 5 町 の 状 況											平成15年度末現在		調整の具体的内容	現在の調整状況																																				
項 目	打田町	粉河町	那賀町			桃山町			貴志川町	調整の具体的内容	現在の調整状況																																							
	高野・五百谷地区簡易水道	粉河町簡易水道	麻生津簡易水道	西脇横谷簡易水道	名手上簡易水道	善田・大原簡易水道	黒川簡易水道	野田原・脇谷簡易水道	該当なし																																									
手数料	給水工事設計手数料	規定なし	9,000円/回	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	該当なし	各種手数料については、合併時に統一する。	簡易水道事業に係る手数料については、合併時に次のとおり統一する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の名称</th> <th>金額(円)</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水工事設計手数料</td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>材料検査手数料</td> <td>1,000</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>設計審査手数料</td> <td>2,000</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>完成検査手数料</td> <td>2,000</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>道路占用掘削申請手数料</td> <td>3,000</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>消防演習立会手数料</td> <td>5,000</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>開栓手数料</td> <td>2,200</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>各種証明手数料</td> <td>200</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事事業者指定手数料</td> <td>10,000</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>水質検査手数料</td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉栓手数料</td> <td>不要</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料の名称	金額(円)	単位	給水工事設計手数料	不要		材料検査手数料	1,000	件	設計審査手数料	2,000	件	完成検査手数料	2,000	件	道路占用掘削申請手数料	3,000	件	消防演習立会手数料	5,000	回	開栓手数料	2,200	件	各種証明手数料	200	件	給水装置工事事業者指定手数料	10,000	件	水質検査手数料	不要		閉栓手数料	不要	
	手数料の名称	金額(円)	単位																																															
	給水工事設計手数料	不要																																																
	材料検査手数料	1,000	件																																															
	設計審査手数料	2,000	件																																															
	完成検査手数料	2,000	件																																															
	道路占用掘削申請手数料	3,000	件																																															
	消防演習立会手数料	5,000	回																																															
開栓手数料	2,200	件																																																
各種証明手数料	200	件																																																
給水装置工事事業者指定手数料	10,000	件																																																
水質検査手数料	不要																																																	
閉栓手数料	不要																																																	
指定給水装置工事事業者指定申請手数料	10,000円/回	14,000円/回	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	該当なし																																						
設計審査手数料	5,000円/回	上水道に同じ	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	該当なし																																						
消防演習立会手数料	5,000円/回	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	該当なし																																						
道路占用手続手数料	規定なし	5,000円/回	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	該当なし																																						
開栓手数料	2,200円/件	600円/回	1,000円/回	1,000円/回	1,000円/回	1,000円/回	1,000円/回	1,000円/回	1,000円/回	1,000円/回	1,000円/回	該当なし																																						
閉栓手数料	規定なし	600円/回	規定なし	規定なし	規定なし	1,000円/回	1,000円/回	1,000円/回	1,000円/回	1,000円/回	1,000円/回	該当なし																																						
各種証明手数料	200円/件	200円/件	100円/件	100円/件	100円/件	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	該当なし																																						
受益者負担金(施設分担金)	対象	規定なし	水道施設を使用しようとするもの	水道施設を使用しようとするもの	水道施設を使用しようとするもの	水道施設を使用しようとするもの	開発面積1,000㎡以上又は、5区画以上のもの	開発面積1,000㎡以上又は、5区画以上のもの	開発面積1,000㎡以上又は、5区画以上のもの	該当なし	該当なし	該当なし	受益者負担金(施設分担金)については、合併時に統一する。 簡易水道事業に係る受益者負担金(施設分担金)については、合併時に次のとおり統一する。 施設分担金 1,050円/㎡																																					
	金額	規定なし	1,050円/㎡	1,050円/㎡	1,050円/㎡	1,050円/㎡	1,000円/㎡	1,000円/㎡	1,000円/㎡	1,000円/㎡	1,000円/㎡	1,000円/㎡																																						
検針	検針人数	委託検針員(1名)による検針	委託検針員による検針	委託検針員(2名)による検針			委託検針員による検針				該当なし	検針業務及び水道料金の徴収方法については、合併時に統一する。 【検針月】 毎月検針に統一する。 【納期限】 窓口納付、口座振替、集金による納付ともに、毎月24日とする。																																						
	検針月	毎月検針	毎月検針	毎月検針			隔月検針																																											
	検針員委託料	1件につき80円	1件につき80円	13,000～44,300円/月額(受持ち戸数により異なる。なお、集金委託料含む。)			【善田・大原・黒川】 1件につき150円 【野田原・脇谷】 1件につき130円				該当なし																																							
料金徴収の形態	口座振替又は納付書により徴収	口座振替又は納付書により徴収及び窓口納付	口座振替又は納付書により徴収			口座振替又は納付書により徴収				該当なし																																								

協定項目	22	上下水道事業の取扱い	関係項目	飲料水供給施設事業の取扱い	調整課
調整方針	<p>飲料水供給施設事業の取扱いについては、次のとおりとする 神通・中畑飲料水供給施設及び銚子ノ口飲料水供給施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、地元が管理する飲料水供給施設については、合併時に補助制度を一元化するものとする。 水道使用料、メーター使用料及び加入分担金については、合併後当分の間、現行のとおりとする。 各種手数料、受益者負担金（施設分担金）、検針業務及び料金の徴収方法については、合併時に統一する。</p>				

那 賀 5 町 の 状 況						平成 15 年度末現在		調整の具体的内容	現在の調整状況																																			
項目	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町																																							
	神通・中畑 飲料水供給施設	該当なし	該当なし	銚子ノ口 飲料水供給施設	該当なし																																							
手数料	給水工事設計手数料	規定なし			規定なし			<p>各種手数料、受益者負担金（施設分担金）、検針業務及び料金の徴収方法については、合併時に統一する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の名称</th> <th>金額 (円)</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水工事設計手数料</td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>材料検査手数料</td> <td>1,000</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>設計審査手数料</td> <td>2,000</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>完成検査手数料</td> <td>2,000</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>道路占用掘削申請手数料</td> <td>3,000</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>消防演習立会手数料</td> <td>5,000</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>開栓手数料</td> <td>2,200</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>各種証明手数料</td> <td>200</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事業業者指定手数料</td> <td>10,000</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>水質検査手数料</td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉栓手数料</td> <td>不要</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料の名称	金額 (円)	単位	給水工事設計手数料	不要		材料検査手数料	1,000	件	設計審査手数料	2,000	件	完成検査手数料	2,000	件	道路占用掘削申請手数料	3,000	件	消防演習立会手数料	5,000	回	開栓手数料	2,200	件	各種証明手数料	200	件	給水装置工事業業者指定手数料	10,000	件	水質検査手数料	不要		閉栓手数料	不要	
	手数料の名称	金額 (円)	単位																																									
	給水工事設計手数料	不要																																										
	材料検査手数料	1,000	件																																									
	設計審査手数料	2,000	件																																									
	完成検査手数料	2,000	件																																									
	道路占用掘削申請手数料	3,000	件																																									
	消防演習立会手数料	5,000	回																																									
	開栓手数料	2,200	件																																									
各種証明手数料	200	件																																										
給水装置工事業業者指定手数料	10,000	件																																										
水質検査手数料	不要																																											
閉栓手数料	不要																																											
	指定給水装置工事業業者指定申請手数料	10,000 円 / 回			規定なし																																							
	設計審査手数料	5,000 円 / 回			規定なし																																							
	消防演習立会手数料	5,000 円 / 回			規定なし																																							
	道路占用手続手数料	規定なし			規定なし																																							
	開栓手数料	2,200 円 / 件			1,000 円 / 回																																							
	閉栓手数料	規定なし			1,000 円 / 回																																							
	各種証明手数料	200 円 / 件			規定なし																																							
施設分担金	対象	規定なし			開発面積 1,000 m ² 以上 又は、5 区画以上のもの			<p>【施設分担金】 市が管理する飲料水供給施設事業に係る受益者負担金については、合併時に次のとおり統一する。 施設分担金 1,050 円 / m²</p>																																				
	金額	規定なし			1,000 円 / m ²																																							
検針	検針人数	委託検針員(1名)による検針			地元住民による検針			<p>【検針月】 毎月検針に統一する。</p> <p>【納期限】 窓口納付、口座振替、集金による納付ともに、毎月 24 日とする。</p>																																				
	検針月	毎月検針			毎月検針																																							
	検針員委託料	1 件につき 80 円			規定なし																																							

協定項目	25 - 2	各種事務事業の取扱い	関係項目	防災関係事業の取扱い	調整課
調整方針	<p>防災関係事業の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 防災会議については、合併時に統合する。</p> <p>(2) 地域防災計画及び水防計画については、新市において速やかに策定するものとする。なお、策定されるまでの間は現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>(3) 消防・防災相互応援協定については、新市において引き続き締結するものとする。</p> <p>(4) 自主防災組織等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、結成及び育成については、新市において引き続き推進する。</p> <p>(5) 防災行政無線については、現行の設備を利用し、新市において統一に努めるものとする。なお、放送時間、放送内容等については、合併時に統一する。</p> <p>(6) 水防協議会については、合併時に廃止し、新市の防災会議でその機能を維持するものとする。</p>				

区分	那賀5町の状況					調整の具体的内容	現在の調整状況					
	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町							
防災会議	名称	打田町防災会議 (現15名)	粉河町防災会議 (現20名)	那賀町防災会議 (現20名)	桃山町防災会議 (現10名)	貴志川町防災会議 (現18名)	<p>【名称】 紀の川市防災会議</p> <p>【組織】</p> <table border="1"> <tr> <td>会長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td> (1) 指定地方行政機関のうちから市長が委嘱する者 (2) 和歌山県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者 (3) 和歌山県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者 (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 (5) 教育長及び教育次長 (6) 消防長及び消防団長 (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者 (8) 学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者 </td> </tr> </table> <p>30人以内</p> <p>【任期】 (7)及び(8)の委員の任期は、4年とする。 ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>【専門委員】 防災会議に、専門事項を調査させるために専門委員を置くことができる。 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。</p>		会長	市長	委員	(1) 指定地方行政機関のうちから市長が委嘱する者 (2) 和歌山県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者 (3) 和歌山県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者 (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 (5) 教育長及び教育次長 (6) 消防長及び消防団長 (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者 (8) 学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
	会長	市長										
委員	(1) 指定地方行政機関のうちから市長が委嘱する者 (2) 和歌山県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者 (3) 和歌山県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者 (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 (5) 教育長及び教育次長 (6) 消防長及び消防団長 (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者 (8) 学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者											
任期	委員の任期は2年とする。	上記第(7)号委員の任期は2年とする。	委員の任期は2年とする。	上記第(7)号委員の任期は2年とする。	上記第(7)号及び第(8)号委員の任期は4年とする。							

区分	那賀5町の状況					調整の具体的内容	現在の調整状況
	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町		
防災行政無線	無線局名	ぼうさいうちた	ぼうさいこかわちょう	ぼうさいながちょう	ぼうさいももやま	ぼうさいきしがわちょう	<p>防災行政無線については、現行の設備を利用し、新市において統一に努めるものとする。 なお、放送時間、放送内容等については、合併時に統一する。</p> <p>【操作卓】 本庁舎に統合操作卓を配置し、有線によるリモートコントロールにより各支所に配置されている既設操作卓を起動、操作する。 ただし、各支所単独での操作も可能とする。 なお、那賀郡消防組合及び紀の里農協各支所に配置されている遠隔操作卓はそれぞれ統合する。</p> <p>【放送時間・放送内容】 現在、調整中</p>
	親局	打田町役場 1基	粉河町役場 1基	那賀町役場 1基	桃山町役場 1基	貴志川町役場 1基	
	遠隔装置	那賀郡消防組合 1基 紀の里農協打田支所 1基	那賀郡消防組合 1基 紀の里農協粉河支所 1基 粉河町役場鞆淵支所 1基	那賀郡消防組合 1基 紀の里農協那賀支所 1基 那賀町総合センター 1基	那賀郡消防組合 1基	那賀郡消防組合 1基 紀の里農協貴志川支所 1基	
	子局	18局	74局	39局	43局	51局	
	個別受信機	1,284機	2,022機	2,650機	133機	6,782機	
	周波数	69.435MHz	57.260MHz	61.370MHz	57.665MHz	68.865MHz	
	定時放送	1. チャイムによる定時放送 朝 昼 17時00分 夕方 17時00分 2. 消防署定時試験放送 3. 紀の里農協定時放送(個別)	1. チャイムによる定時放送 朝 昼 11時00分 夕方 17時00分 2. 消防署定時試験放送 3. 紀の里農協定時放送(個別) 4. 町からの定時放送	1. チャイムによる定時放送 朝 昼 11時58分 夕方 16時58分 2. 消防署定時試験放送 3. 紀の里農協定時放送(個別) 4. 町からの定時放送	1. チャイムによる定時放送 朝 8時00分 昼 12時00分 夕方 17時00分 2. 消防署定時試験放送 3. 帰宅放送(児童・生徒を対象)	1. チャイムによる定時放送 朝 昼 12時00分 夕方 17時00分 2. 消防署定時試験放送 3. 紀の里農協定時放送(個別) 4. 町からの定時放送	
	臨時放送	1. 未帰宅者の発見(情報提供)依頼 2. 全国交通安全運動における啓発 3. 全国火災予防運動における啓発 4. 選挙時投票啓発放送 5. 献血の協力依頼 6. その他町からのお知らせ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	
緊急放送	火災等災害発生時における放送	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ		

協定項目	25 - 8	各種事務事業の取扱い	関係項目	健康づくり事業の取扱い	調整課
調整方針	<p>(1) 各種健診及び予防接種については、合併年度は現行のとおりとし、合併の翌年度から実施内容、方法等の統一を図り実施する。</p> <p>(2) 各種健康相談及び健康教室については、地域の特性を活かし、住民の健康保持と増進のため実施内容、方法等を検討し実施する。</p> <p>(3) 健康づくり推進協議会は、新市において新たに組織する。</p> <p>(4) 健康づくり推進員及び母子保健推進員は、新市において新たに推進員を置く。</p> <p>(5) 健康まつりは合併時に廃止する。ただし、新市においては新たに健康啓発事業を推進する。</p>				

那賀5町の状況							確認の具体的内容	現在の調整状況
区分	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町			
基本検診	対象者	40歳以上	19歳以上	20歳以上	20歳以上	20歳以上	<p>対象年齢を20歳以上とし、実施時期及び検査項目については合併時までに調整する。なお、個別検診の自己負担については合併時までに調整する。</p> <p>(検査項目) 問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿、心電図検査、血液検査</p>	<p>平成18年度の実施時期については、健康推進課で調整する。自己負担については、集団検診、個別検診とも無料とする。</p>
	実施時期	集団：6月 6日間 9月 6日間 福祉センター 個別：5月～10月 指定医療機関	7月から9月 13地区	7月～10月 * ヤング検診を含む (20歳～39歳)	集団：5月、8月、9月 5地区 セット検診：11月 福祉センター	集団：6月～8月 4地区 個別：6月～11月 指定医療機関		
	検査項目	問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿、心電図検査、血液検査	問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿、心電図検査、血液検査	問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿、心電図検査、血液検査	問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿、心電図検査、血液検査、胸部、大腸 セット検診：胃ガン、乳ガン	問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿、心電図検査、血液検査		
	自己負担	無料	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ		
がん検診	対象者	40歳以上男女 (胸部、胃、大腸) 30歳以上女性 (乳房、子宮)	40歳以上男女 (胸部、胃、大腸) 30歳以上女性 (乳房、子宮)	40歳以上男女 (胸部、胃、大腸) 30歳以上女性 (乳房、子宮)	20歳以上男女 (胸部、胃、大腸) 30歳以上女性 (乳房、子宮)	40歳以上男女 (胸部、胃、大腸) 30歳以上女性 (乳房、子宮)	<p>胸部、胃及び大腸の対象年齢を40歳以上、乳房を30歳以上の女性、子宮を20歳以上の女性とし、実施時期については、合併時までに調整する。</p> <p>なお、胸部個別検診は廃止し、胃個別検診の自己負担については合併時までに調整する。</p>	<p>平成18年度の実施時期については、健康推進課で調整する。自己負担については、集団検診を無料とし、胃個別検診を一律2,000円とする。</p>
	実施時期	胸部・胃・大腸：基本検診と同時実施 乳房：10月、11月 子宮：1年を通じて指定医療機関	胃・大腸：4月 胸部・乳房：基本検診と同時実施 子宮：1年を通じて指定医療機関	胸部・胃・大腸：基本検診と同時実施 乳房：6月、11月 子宮：1年を通じて指定医療機関	胸部・大腸：基本検診と同時実施 胃：4月、9月 乳房：10月、11月 子宮：1年を通じて指定医療機関 (個別検診) 胃：9月～11月 指定医療機関	胸部・大腸・乳房：5月にセット検診 胸部・胃・大腸：基本検診と同時実施 子宮：1年を通じて指定医療機関 (個別検診) 胸部・胃：6月～11月 指定医療機関		
	自己負担	無料	左に同じ	左に同じ	左に同じ	胃検診個別のみ2,000円		
	対象者	18歳以上	19歳以上	20歳以上	20歳以上	20歳以上		
結核健康診断	実施時期	基本検診と同時実施	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	<p>対象年齢を16歳以上とし、実施時期については合併時までに調整する。</p> <p>平成17年4月1日結核予防法の改正により対象年齢を65歳以上とする。</p> <p>平成18年度の実施時期については、健康推進課で調整する。</p>	
	自己負担	無料	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ		
	対象者	4ヶ月、7ヶ月 1歳7ヶ月 3歳6ヶ月 股関節1ヶ月～2ヶ月	4ヶ月、7ヶ月 1歳8ヶ月 3歳8ヶ月	4ヶ月、7ヶ月 1歳8ヶ月～10ヶ月 3歳8ヶ月～10ヶ月	4ヶ月、7ヶ月 1歳6ヶ月～8ヶ月 3歳6ヶ月～8ヶ月 股関節2ヶ月～3ヶ月	4ヶ月、7ヶ月 1歳8ヶ月 3歳6ヶ月		
乳幼児健康診査	実施時期	毎月 股関節2ヶ月に1回	毎月	4ヶ月、7ヶ月 毎月 1歳8ヶ月～10ヶ月 年4回 3歳8ヶ月～10ヶ月 年4回	4ヶ月、7ヶ月 毎月 1歳8ヶ月～10ヶ月 年4回 3歳8ヶ月～10ヶ月 年4回 股関節2ヶ月に1回	毎月	<p>対象年齢を4ヶ月、7ヶ月、1歳6ヶ月前後、3歳6ヶ月前後とし、実施時期及び回数については合併時までに調整する。なお、股関節検診は廃止する。</p> <p>対象者を4か月児、7か月児、1歳8か月児、3歳8か月児とし、実施時期、実施場所、実施回数は検討中。</p>	
	自己負担	無料	無料	無料	無料	無料		
	対象者	18歳以上	19歳以上	20歳以上	20歳以上	20歳以上		

協定項目	25 - 10	各種事務事業の取扱い	関係項目	環境衛生関係事業の取扱い(ごみ・し尿関係)	調整課
調整方針	<p>(1) ごみ・し尿関係は、次のとおりとする。</p> <p>一般廃棄物処理計画については、合併後、新市において新たに策定する。なお、策定されるまでの間は現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>一般廃棄物処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市において地元同意の趣旨を尊重する。</p> <p><u>ごみ分別及び収集については、合併後、一定の周知期間を設け、貴志川町及び桃山町の方法を基本に統一する。ただし、古紙及び粗大ごみは、合併時まで調整する。</u></p> <p>指定ごみ袋の取扱いについては、合併時に統一する。ただし、各町の現行のごみ袋は、合併後も使用できるものとする。</p> <p>持ち込みごみ処理手数料については、合併時に統一する。</p> <p>ごみ集積施設設置費補助事業及び生ごみ処理機購入に対する補助事業については、合併時に統一し実施する。</p> <p>し尿及び浄化槽汚泥の収集体制及び収集区域については現行のとおりとする。ただし、現在、直営で行っている那賀町については、できるだけ早い時期に許可制に移行する方向で調整する。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可及び浄化槽法第35条第1項の許可については、新市において改めて審査する。</p>				

那賀5町の状況						調整の具体的内容	現在の調整状況
区分	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町		
ごみ分別及び収集	可燃ごみ 2回/週 カン 1回/月 ピン 1回/月 古紙 2回/月 ペットボトル 3回/週 収集方法 ステーション方式 収集体制 直営 (一部委託)	可燃ごみ 2回/週 カン 2回/月 ピン 1回/月 ペットボトル 1回/月 収集方法 各戸方式 収集体制 直営	可燃ごみ 2回/週 カン・ビン混合 1回/月 古紙 1回/月 ペットボトル 4回/月 収集方法 ステーション方式 と各戸方式の併用 収集体制 直営	可燃ごみ 2回/週 カン 2~3回/月 ピン 2回/月 古紙 2回/週 ペットボトル 1回/週 白色トレイ 1回/週 その他プラ 1回/週 セトモノ 1回/月 乾電池 1回/月 収集方法 ステーション方式 収集体制 直営	左記に同じ	可燃ごみ 2回/週 カン 2~3回/月 ピン 2回/月 古紙 合併時まで調整 ペットボトル 1回/週 白色トレイ 1回/週 その他プラ 1回/週 セトモノ 1回/月 乾電池 1回/月 収集方法 ステーション方式 収集体制 現行のとおり	平成18年10月1日より左記の分別方法とする。 なお、古紙については市独自収集と委託収集と併用する。 【家庭用】 燃えるごみ 大1冊(10枚入) 150円 小1冊(14枚入) 150円 (平成21年3月31日までは100円とする。 資源ごみ 大1冊(10枚入) 150円 小1冊(14枚入) 150円 セトモノ1冊(10枚入) 100円 平成17年11月7日から販売を行う。 【事業用】 燃えるごみ 1冊(10枚入) 300円 資源ごみ 1冊(10枚入) 300円
指定ごみ袋の取扱い	【燃えるごみ】 大 800mm×650mm 8.8円/枚 小 700mm×500mm 7.8円/枚 【資源ごみ】 大 800mm×650mm 8.8円/枚 小 700mm×500mm 7.8円/枚 *業者自由販売(認可制)による参考価格	【燃えるごみ資源ごみ兼用】 大 800mm×650mm 10円/枚 小 650mm×480mm 8円/枚	未導入	【燃えるごみ】 大 850mm×600mm 20円/枚 小 750mm×500mm 16.6円/枚 【資源ごみ】 大 800mm×650mm 20円/枚 小 700mm×500mm 16.6円/枚 【セトモノ】 600mm×360mm 10円/枚	左記に同じ	【家庭用】 燃えるごみ 大 850mm×650mm 小 750mm×500mm 資源ごみ 大 850mm×650mm 小 750mm×500mm セトモノ 600mm×360mm 【事業用】 燃えるごみ 850mm×650mm 資源ごみ 850mm×650mm	

協定項目	25-10	各種事務事業の取扱い	関係項目	環境衛生関係事業の取扱い(火葬場・墓地関係)	調整課
調整方針	<p>(2) 火葬場・墓地関係は、次のとおりとする。</p> <p>火葬場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市において地元同意の趣旨を尊重する。</p> <p>また、使用料は貴志川町(五色台広域施設組合)の例により合併時に統一し、附属施設の使用料は現行のとおりとする。</p> <p>祭壇貸付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、合併後、利用状況を見ながら事業の存続を検討する。</p> <p>霊柩車貸与事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、打田町の霊柩車使用料は合併時まで調整する。</p> <p>町営墓地については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、打田町営墓地は、新たな埋葬は行わない。</p>				

那 賀 5 町 の 状 況						調整の具体的内容	現在の調整状況		
区分	打田町		粉河町	那賀町	桃山町		貴志川町		
霊柩車貸与事業	(単位:円)		該当なし	那賀町斎場を使用する際の専用車(葬送車)につき無料	該当なし	該当なし	<p>霊柩車貸与事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、打田町の霊柩車使用料は合併時まで調整する。</p> <p>那賀町の葬送車は無料とする。 打田町の葬送車は下記のとおりとする。(単位:円)</p>		
	基礎額						基礎額		
	加算額	10 km	4,100					基礎額	4,100
		10 km	1,170				加	10 km	1,170
		20 km	2,080				20 km	2,080	
		30 km	3,380				30 km	3,380	
		40 km	4,680				40 km	4,680	
	額	50 km	5,980				50 km	5,980	
		50 kmを超え 150 kmまでの場合 20 kmまで増すごとの加算額	2,080				50 kmを超え 150 kmまでの場合 20 kmまで増すごとの加算額	2,080	
		150 kmを超え 500 kmまでの場合 30 kmまで増すごとの加算額	3,380				150 kmを超え 500 kmまでの場合 30 kmまで増すごとの加算額	3,380	
	500 kmを超える場合 50 kmまで増すごとの加算額	5,980				500 kmを超える場合 50 kmまで増すごとの加算額	5,980		
	作業時間が1時間30分を超える場合 30分までを増すごとの加算額	330				作業時間が1時間30分を超える場合 30分までを増すごとの加算額	330		
備考						備考			
1.使用料の割増 午後10時から午前8時までの深夜、早朝作業 1作業につき900円 30分までごとに450円						1.使用料の割増 午後10時から午前8時までの深夜、早朝作業 1作業につき900円 30分までごとに450円			
2.使用料の割引 生活保護法の適用を受け、葬儀を営む遺体 基礎額に限り免除 行旅病人及行旅死亡人取扱法の適用を受ける遺体で引取人のないもの 基礎額に限り 5割 解剖遺体で官公庁の指示によるもの 基礎額に限り 5割						2.使用料の割引 生活保護法の適用を受け、葬儀を営む遺体 基礎額に限り免除 行旅病人及行旅死亡人取扱法の適用を受ける遺体で引取人のないもの 基礎額に限り 5割 解剖遺体で官公庁の指示によるもの 基礎額に限り 5割			

協定項目	25-11	各種事務事業の取扱い	関係項目	農林業振興関係事業の取扱い	調整課
調整方針	<p>農林業振興関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 農業振興地域整備計画及び森林整備計画については、新市において策定する。なお、策定されるまでの間は、現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>(2) 農業振興地域整備促進協議会については、合併時に再編し、農業振興協議会等については、合併時に廃止する。</p> <p>(3) 経営対策体制整備推進事業については、現行のとおり実施することとし、計画策定会議については、新市において再編する。</p> <p>(4) 土壌改良補助事業については、合併時に廃止する。</p> <p>(5) 農業経営管理合理化推進事業補助金については、合併時に一元化する。</p> <p>(6) 水田農業構造改革対策推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、平成18年度で事業が終了するため以降については、国の新制度に基づき検討する。</p> <p>(7) 打田町ふれあい水田創生事業及び粉河町水田営農活性化対策奨励補助事業については、合併時に廃止する。</p> <p>(8) 果樹対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(9) 有害獣被害防止対策事業については、合併時に一元化する。</p> <p>(10) 有害鳥獣駆除事業については、新市において引き続き実施する。なお、実施団体への補助金等については、新市において調整する。</p> <p>(11) 農業振興関係団体及び林業振興関係団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合調整に努めることとする。ただし、独自の団体については、現行のとおりとする。なお、団体への補助金等については、新市において調整する。</p> <p>(12) 那賀町特別栽培農産物認証制度については、合併時に廃止する。なお、新市においては、県の認証制度により実施する。</p> <p>(13) 農林産業まつりについては、新市において調整する。</p> <p>(14) 国及び県の農林関係補助事業で合併時に継続している事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、受益者負担については、継続しているものは現行のとおりとし、合併後新たに行う事業については、新市において一元化する。</p> <p>(15) 農業施設基盤整備事業(町単独事業)については、新市において一元化する。</p>				

区分	那賀5町の状況					調整の具体的内容	現在の調整状況
	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町		
農業振興地域整備促進協議会	名称	打田町農業振興地域整備促進協議会	粉河町農業振興地域整備促進協議会	那賀町農業振興地域整備促進協議会	桃山町農業振興地域整備促進協議会	該当なし (農業振興協議会で対応)	<p>農業振興地域整備促進協議会については、合併時に再編する。</p> <p>【名称】 紀の川市農業振興地域整備促進協議会</p> <p>【組織】 協議会は、委員23人以内をもって組織する。委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。</p> <p>(1) 市議会議員代表 1人 (2) 紀の里農業協同組合役員代表 1人 (3) 和歌山北部農業共済組合役員代表 1人 (4) 那賀広域森林組合役員代表 1人 (5) 紀の川用水土地改良区代表 1人 (6) 小田井土地改良区代表 1人 (7) 藤崎井土地改良区代表 1人 (8) 海神池土地改良区代表 1人 (9) 安楽川井土地改良区代表 1人 (10) 貴志川土地改良区代表 1人 (11) 山田ダム土地改良区代表 1人 (12) 荒見井土地改良区代表 1人 (13) 市農業委員会代表 5人 (14) 市内各地域代表 5人 (15) 市商工会代表 1人</p> <p>【任期】 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、再任することができる。</p>
	構成員数	10名	17名	23名	16名		
	主な会務	農業振興地域整備計画及び変更計画の審議	左に同じ	左に同じ	左に同じ		
	組織	委員構成は次のとおり (1) 町議会 (2) 農業委員会 (3) 土地改良区 (4) 農業協同組合 (5) 農業団体	委員構成は次のとおり (1) 農業委員会 (2) 町議会 (3) 土地改良区 (4) 農業共済組合 (5) 農業協同組合 (6) 地区総代	委員構成は次のとおり (1) 農業委員会 (2) 農業協同組合 (3) 町議会 (4) 青年農業経営者協議会 (5) 農業改良普及センター (6) 町職員	委員構成は次のとおり (1) 農業委員会 (2) 町議会 (3) 農業協同組合 (4) 土地改良区 (5) 農業団体 (6) 森林組合 (7) 商工会 (8) 区長		
	任期	2年	2年	2年	2年		
	報償等	有	有	無	有		

区分		那賀 5 町 の 状 況					調整の具体的内容	現在の調整状況
		打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町		
農業経営管理 合理化推進事 業補助金	名称	打田町農業経営管理 合理化推進事業補助 金	粉河町農業経営管理 合理化推進事業補助 金	那賀町農業経営管理 合理化推進事業補助 金	事業実施なし	事業実施なし	農業経営管理合理化推進事 業補助金については、合併時 に一元化する。	【名称】 紀の川市農業経営管理合理化推進事業補助金 【補助対象】 (1) 農業経営簿記記帳、農作業記帳、農業情報活 用のためのパソコン購入又は管理用ソフト 購入 (2) 農業経営改善計画達成に必要な大型農機の 購入 ただし、当該年度中上記事業において、1 事 業につき1件とする。 【補助金の額】 (1) パソコン購入 購入費の1/3以内とする。 (上限額 50,000 円) (2) ソフト購入 購入費の1/2以内とする。 (上限額 30,000 円) (3) 100 万円以上の大型農機具の購入 1 台につき 10 万円とする。
	概要	認定農業者の育成 や新規就農促進など 地域の実情に即した 経営体の育成と発展 を目的にパソコン等 を購入する農業者に 対しその費用の一部 を補助する。	左に同じ	認定農業者の育成 や新規就農促進など 地域の実情に即した 経営体の育成と発展 を目的にパソコン 等、大型農機具の購 入及び利用権の設定 に対しその費用の一 部を補助する。				
	補助率	【パソコン】 購入費の 50% (上限額 150,000 円) 【ソフト】 購入費の 80% (上限額 50,000 円)	【パソコン】 購入費の 50%以内 (上限額 40,000 円) 【ソフト】 購入費の 50%以内 (上限額 20,000 円)	【パソコン】 購入費の 1 / 3 (上限額 50,000 円) 【ソフト】 購入費の 2 / 3 (上限額 20,000 円) 【大型農機具】 100,000 円 (対象 100 万円以上 の購入) 【利用権設定】 ・契約 3~5 年 1 万円 / 10 a ・契約 5 年~ 2 万円 / 10 a				
有害獣被害防 止対策事業	名称	打田町有害獣被害防 止対策補助事業	粉河町有害獣被害防 止対策補助事業	那賀町有害獣被害防 止対策補助事業	桃山町有害獣被害防 止対策補助事業	貴志川町有害獣被害 防止対策補助事業	有害獣被害防止対策事業に ついては、合併時に一元化す る。	【名称】 紀の川市有害獣被害防止対策事業補助金 【補助対象】 (1) 資材等の購入に要する経費 (2) その他市長が適正と認める経費 【補助金の額】 要する経費の 1 / 2 以内とする。 (100 円未満切捨) 補助金の上限額は、一事業箇所 10 万円 とする。
	概要	農作物を有害獣の 被害から守り、農家の 経営安定と生産振興 を図るため電気柵等 の設置にかかる費用 の一部を補助する。	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ		
	交付対 象者	町内在住の農業者 で電気柵等を設置す る者	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ		
	補助率	資材費の 1/2 以内 上限 100,000 円	資材費の 1/2 以内 上限 50,000 円 (ただし、集落共同 事業の場合は、 150,000 円)	資材費の 1/2 以内 上限 100,000 円	補助対象基準額 51,360 円の 1/2 以内 にポール・碍子付き金 具・電気柵専用線につ いては 1m あたり 60 円に m 数を乗じた額 を加えた額	資材費の 1/2 以内 上限 100,000 円		

協定項目	25 - 13	各種事務事業の取扱い	関係項目	都市計画事業の取扱い	調整課
調整方針	<p>(1) 都市計画マスタープランについては、新市において長期総合計画作成後、策定する。</p> <p>(2) 都市計画事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 都市計画区域については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において県と協議の上、見直しを図る。</p> <p>(4) 都市計画審議会については、合併時に統合する。なお、定数は17人以内とし、任期は3年とする。また、委員構成については、貴志川町の例を基本とし調整を図る。</p> <p>(5) 計画区域内における建築物の建築制限については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(6) 土砂等による埋立許可については、合併時に統一する。</p>				

那賀5町の状況						調整の具体的内容	現在の調整状況
項目	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町		
都市計画審議会	<p>1. 定数 10人以内 (現行10人)</p> <p>2. 任期 3年 平成15年9月30日 ～平成18年10月3日</p> <p>3. 委員構成 1号委員(4人) 学識経験者 2号委員(4人) 町議会委員 3号委員(2人) 行政機関関係職員</p>	<p>1. 定数 10人 (現行10人)</p> <p>2. 任期 3年 平成15年10月20日 ～平成18年10月19日</p> <p>3. 委員構成 1号委員(5人) 知識経験のある者 2号委員(5人) 町議会委員</p>	<p>1. 定数 10人以内 (現行9人)</p> <p>2. 任期 3年 平成15年9月1日 ～平成18年8月31日</p> <p>3. 委員構成 1号委員(4人) 学識経験者 2号委員(4人) 町議会委員 3号委員(2人) 行政機関関係職員</p>	<p>1. 定数 16人以内 (現行13人)</p> <p>2. 任期 3年 平成14年11月1日 ～平成16年10月31日</p> <p>3. 委員構成 1号委員(4人) 学識経験者 2号委員(3人) 町議会委員 3号委員(2人) 関係行政機関 若しくは県の職員 4号委員(4人) 地元有識者</p>	<p>1. 定数 14人以内 (現行14人)</p> <p>2. 任期 3年 平成15年4月1日 ～平成17年3月31日</p> <p>3. 委員構成 1号委員(4人以内) 学識経験者 2号委員(4人以内) 町議会委員 3号委員(2人以内) 関係行政機関 若しくは県の職員 4号委員(4人以内) 町の住民</p>	<p>合併時に統合する。 定数は17人以内とし、任期は3年とする。委員構成については貴志川町の例を基本とし調整を図る。</p>	<p>【名称】 紀の川市都市計画審議会</p> <p>【定数】 17名</p> <p>【委員構成】 1号委員 学識経験者 (5名) 2号委員 議会議員 (5名) 3号委員 行政機関職員 (2名) 4号委員 市の住民 (5名)</p> <p>【任期】 3年</p>
土砂等による埋立許可	<p>該当なし</p>	<p>1. 内容 土地の区画・形質の変更、埋め立て等に関する許可</p> <p>2. 添付書類 給水設計図・運土計画図、現況公図・施設等計画構造図、流域図・合成図等</p> <p>3. 適用面積 1,000㎡以上</p>	<p>1. 内容 左記に同じ</p> <p>2. 添付書類 左記に同じ</p> <p>3. 適用面積 左記に同じ</p>	<p>1. 内容 左記に同じ</p> <p>2. 添付書類 左記に同じ</p> <p>3. 適用面積 左記に同じ</p>	<p>1. 内容 左記に同じ</p> <p>2. 添付書類 左記に同じ</p> <p>3. 適用面積 500㎡以上</p>	<p>申請手続きについては現行のとおりとし、適用面積については合併時に統一する。</p>	<p>【適用範囲】 事業区域面積1,000㎡以上</p>

協定項目	25 - 14	各種事務事業の取扱い	関係項目	建設関係事業の取扱い	調整課
調整方針	<p>(1) 町道路線の認定、変更手続及び廃止手続については、法に基づき現行のとおり新市に引き継ぐものとし、市道路線認定基準については合併時に統一し、新市において路線認定の見直しを行う。</p> <p>(2) 道路占用料、交通安全対策事業並びにポンプ場及び樋門等の維持管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(3) 急傾斜地崩壊対策事業等における分担金の徴収については、現事業箇所は現行のとおり新市に引き継ぎ、新規事業については新市において調整する。</p> <p>(4) 道路新設改良及び維持修繕（町単独）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(5) 河川、排水路の維持修繕については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、河川指定については調整する。</p> <p>(6) 河川法の適用又は準用を受けない河川等の管理については、新市においても引き続き実施する。</p> <p>(7) 道路施設管理委託業務については、新市において効率的な管理体制の確立に努める。</p> <p>(8) 生活環境施設整備補助金については、現行制度を見直し、一元化を図る。</p> <p>(9) 町道整備工事補助金については、合併時に廃止する。</p>				

那 賀 5 町 の 状 況							調整の具体的内容	現在の調整状況
項目	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町			
廃町道路線の認定、変更手続及び	区分	町道の路線認定、路線変更、路線廃止、区域変更	町道の路線認定、路線変更、路線廃止	町道の路線認定、路線変更、路線廃止、区域変更	町道の路線認定、路線変更、路線廃止、区域変更	町道の路線認定、路線変更、路線廃止、区域変更	法に基づき、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、市道路線認定基準については合併時に統一し、新市において路線認定の見直しを行う。	現在、町道認定している道路はすべて市道として移行する。 【道路認定基準】 1.幅員4.0m以上 2.路線の形状が道路交通の流れに適合するもので、その機能を十分果たし得るものであること。 3.道路構造令に定める基準を満たしていること。 【市道の種類】 一級市道、二級市道、その他市道
	議会	議会で議決（随時）	議会で議決	議会で議決（随時）	議会で議決	議会で議決		
	告示	議決後、告示手続を行う（路線認定、区域決定、供用開始、路線変更） 告示手続（区域変更）	議決後、告示手続を行う。（路線認定、路線変更、区域決定、供用開始、区域変更）	議決後、告示手続を行う。（路線認定、路線変更、区域決定、供用開始、区域変更）	議決後、告示手続を行う。（路線認定、路線変更、区域決定、供用開始、区域変更）	議決後、告示手続を行う。（路線認定、区域決定、供用開始、路線変更、区域変更）		
	町道の種別	1級町道 主要町道 2級町道 普通町道	1種町道 幅員4m以上 2種町道 幅員4m以上 3種町道 1種・2種の区分は交通量による。	1級町道 主要町道 2級町道 普通町道 その他の町道	1級町道 主要町道 2級町道 普通町道 その他の町道	1種町道 幅員4m以上の主要町道 2種町道 幅員2.5m以上の普通町道		
生活環境施設整備補助金（区道、共同下水等）	申請書類	該当なし	該当なし	該当なし	生活環境施設整備事業補助金交付申請書	集落道・集落排水路の整備要望書を受理し、各区長宛認定済書を送付	現行制度を見直し、一元化を図る。 【名称】 紀の川市道路整備等補助金 【対象】 市道以外の道路（区道等） 【補助率】 本工事費が10万円以上、本工事費の2分の1以内とする。 【名称】 生活環境施設整備事業補助金 【対象】 共同利用者2戸以上の下排水路 【補助率】 工事費5万円以上、本工事費の2分の1以内とする。	
	添付書類	該当なし	該当なし	該当なし	・事業計画書、関係者の同意書 ・事業実施地区の見取り図	・工事着工時に着手届（完成時に完成届が必要） ・位置図、計画図		
	補助基準	該当なし	該当なし	該当なし	区道の改良、舗装及び補修で次の要件を満たすもの ア)利用者3戸以上 イ)工事費30万円以上 共同利用下水道改良事業で次の要件を満たすもの ア)共同利用者2戸以上 イ)工事費20万円以上	利用者2戸以上		
	補助率	該当なし	該当なし	該当なし	1/3以内。但し住民の通行等に著しく妨げになっている区道又は、周辺的生活環境に著しく悪影響を及ぼしている共同下水道で町長が緊急を要すると認めた事業については2/3以内とする。	集落道・集落排水については、精算額の5割補助		

協定項目	25 - 19	各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育関係の取扱い	調整課
調整方針	<p>(1) 社会教育振興計画については、新市において新たに策定する。</p> <p>(2) 子どもセンターについては、合併時に廃止する。ただし、新市において本目的に沿った事業を検討する。</p> <p>(3) 社会教育委員・社会教育指導員については、新市において新たに設置する。</p> <p>(4) 学校週5日制推進事業については、合併時までに事業内容を検討・調整し、新市においても引き続き実施する。</p> <p>(5) 成人式及び60の集い事業については、新市において引き続き実施する。ただし、実施時期・場所・方法については合併時までに調整する。</p> <p>(6) 公民館事業については、合併時までに調整する。</p> <p>(7) 文化協会については、合併時に統合する。なお、文化祭等のイベントについては新市において調整する。</p> <p>(8) 社会教育関係団体については、団体等の意向を踏まえて合併時に統合可能なものは統合できるよう調整に努める。</p> <p>(9) 各町の指定文化財については、新市に引き継ぐものとし、新市において新たに文化財指定基準を設ける。なお、委員会については新市において再編する。</p> <p>(10) 生涯学習センターについては、新市に引き継ぐものとする。ただし、使用規程等については合併時に統一するものとする。</p> <p>(11) 図書の貸し出しは原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において相互利用が図れるようシステムの調整を行う。 また、巡回図書については新市において検討する。</p> <p>(12) 歴史民俗資料館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(13) 文化会館については、新市に引き継ぐものとする。ただし、会館の運営については、合併時までに調整し、事業については新市において調整する。</p>				

項目	那 賀 5 町 の 状 況					調整の具体的内容	現在の調整状況
	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町		
記念式典	<p>【成人の日記念式典】 (開催日) 1月3日 (開催場所) 打田町保健福祉センター (内容) 記念式典の開催 記念写真撮影 (記念品) 二十歳の辞典 筆記用具</p>	<p>【成人の日記念式典】 (開催日) 1月3日 (開催場所) 粉河町ふるさとセンター (内容) 記念式典の開催 アトラクション 記念写真撮影 (記念品) 電波時計</p>	<p>【成人の日記念式典】 (開催日) 成人の日 (開催場所) 那賀町総合センター (内容) 記念式典の開催 記念写真撮影 ビンゴゲームほか (記念品) フォトスタンド</p>	<p>【成人の日記念式典】 (開催日) 1月3日 (開催場所) 総合センター桃山会館 (内容) 記念式典の開催 記念写真撮影 (記念品) 置時計 マナーブック</p>	<p>【成人の日記念式典】 (開催日) 成人の日 (開催場所) 貴志川町生涯学習センター (内容) 記念式典の開催 記念イベント 記念写真撮影 (記念品) マナーブック システム手帳 アルバム “ホタ郎”ストラップ</p>	<p>新市において引き続き実施する。ただし、実施時期・場所・方法については合併時までに調整する。</p>	<p>【成人の日記念式典】 (開催日) 17年度は、18年1月8日(日) 午前10時から 18年度以降は、新市において検討 (開催場所) 粉河ふるさとセンター (対象者) 1985年4月2日から1986年4月1日の間に生まれた者 (服装) 自由</p>
					<p>【60のつどい】 (概要) 人生の節目を迎え、今後の人生を健康で楽しく豊かに生きるために、還暦を迎えた方を対象に第2の人生を歩むための生涯学習への契機として実施 (主な内容) ふるさと寄席 健康チェック 記念品贈呈 交流会</p>		<p>【60のつどい】 17年度については貴志川町のみ、合併時までに実施する。 新市(18年度以降)においては、地区公民館単位で実施する。</p>

項目		那賀5町の状況					調整の具体的内容	現在の調整状況
		打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町		
公民館	中央公民館	名称	打田町公民館	粉河町公民館	那賀町立公民館	桃山町公民館	貴志川町立公民館	合併時まで調整する。 【中央公民館の名称】 紀の川市中央公民館（貴志川町） 【地区公民館の名称】 ・ 紀の川市打田地区公民館 ・ 紀の川市粉河地区公民館 ・ 紀の川市那賀地区公民館 ・ 紀の川市桃山地区公民館 ・ 紀の川市貴志川地区公民館
		開館時間	午前 9 時 00 分から 午後 10 時 00 分まで	午前 9 時 00 分から 午後 10 時 00 分まで	午前 9 時 00 分から 午後 10 時 00 分まで	午前 8 時 45 分から 午後 10 時 00 分まで	午前 9 時 00 分から 午後 10 時 00 分まで	
		休館日	毎週月曜日 国民の祝日 12月28日～1月4日	毎週月曜日 第4日曜日 12月29日～1月4日	毎週月曜日 12月28日～1月4日	国民の祝日 12月28日～1月4日	毎週月曜日 国民の祝日 第2火曜日 12月28日～1月4日	
		教室講座	<ul style="list-style-type: none"> 華道教室 菊づくり教室 書道教室 読み聞かせ教室 陶芸教室 日本画教室 洋画教室 大正琴教室 英会話教室 押し花教室 和太鼓教室 着付け教室 	<ul style="list-style-type: none"> お菓子教室 要約筆記教室 押花教室 家庭料理教室 陶芸教室 水墨画教室 英会話教室 囲碁将棋教室 染物教室 国際理解教室 おどり教室 子育て楽習会 俳句教室 パソコン教室 点字教室 国際料理教室 	<ul style="list-style-type: none"> 英会話教室 パソコン教室 	<ul style="list-style-type: none"> よさこい教室 フラワーアレンジメント教室 	<ul style="list-style-type: none"> ヨガ講座 陶芸講座（2講座） 踊る、躍る爽快講座 書道講座 英会話講座（2講座） 手話講座 きしがわ少年少女合唱団 	
		事業費	10,234,000 円	21,788,000 円	23,656,000 円	6,013,000 円	14,797,000 円	
	地区公民館	施設数	該当なし	5 館	5 館	該当なし	4 館	
		活動内容		<ul style="list-style-type: none"> 地区対抗カラオケ大会 ジャズコンサート 各種教室（17） サークル活動 	<ul style="list-style-type: none"> 各種教室（46） サークル活動 		<ul style="list-style-type: none"> 各種教室（25） コミュニティセンター祭（4） 	
		運営補助金		3,000,000 円 (H15 決算)	2,500,000 円 (H15 決算)		800,000 円 (H15 決算)	
	【配置図】							

項目		那 賀 5 町 の 状 況					調整の具体的内容	現在の調整状況
		打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町		
社会教育関係団体	名称	打田町文化協会	粉河町文化協会	那賀町文化協会	桃山町文化協会	貴志川町文化協会	合併時に統合する。 なお、文化祭等のイベントについては 新市において調整する。	【名称】 紀の川市文化協会 【構成】 会 長： 1 名 副会長： 5 名 理 事： 1 5 名 会 計： 1 名 幹 事： 2 名 【支部組織】 旧町単位の次の支部を置く。 打田支部 (3 6 団体) 粉河支部 (4 1 団体) 那賀支部 (1 9 団体) 桃山支部 (2 2 団体) 貴志川支部 (4 2 団体)
	加盟団体等	36 団体	41 団体	19 団体	22 団体	42 団体		
	事業内容	【文化祭】 (主催) 打田町文化協会 (目的) 文化活動の普及及び推進を図り、郷土文化の発展に努める。 (開催時期) 11月3日付近の土・日曜日 (開催場所) 打田町保健福祉センター (内容) 作品展示、芸能発表、模擬店、バザー、文化功労表彰	【文化祭】 (主催) 粉河町文化協会 (目的) 生涯学習関係団体等の学習成果の発表 (開催時期) 11月上旬 (開催場所) 粉河町ふるさとセンター (内容) 作品展示、芸能発表 【紀の川流し雛】 毎年3月3日、紙やわらで作った人形に願いを託した町民が粉河寺での祈願祭の後に、紀の川まで練り歩き、河原においてその人形を流す。	【文化祭】 (主催) 那賀町文化祭実行委員会 (目的) 文化の振興を図るとともに心豊かな町づくりに努める。 (開催時期) 11月3・4日 (開催場所) 那賀町総合センター (内容) 作品展示、芸能発表、フリーマーケット、大道芸ショー、青少年善行表彰、スポーツ賞表彰	【文化祭】 (主催) 桃山町文化協会 (目的) 町民の芸術と文化、健康と福祉に対する関心を養い、その高揚を図るとともに、心身ともに健康で文化のかおり豊かな郷土づくりを推進する。 (開催時期) 11月3日付近の土・日曜日 (開催場所) 総合センター桃山会館 勤労者体育センター (内容) 文化講演会、作品展示、芸能発表、模擬店、バザー、文化表彰	【文化祭】 (主催) 貴志川町文化協会 (目的) 広く文化作品を展示し、芸能発表することにより、町民自らが文化を楽しむ機会とし、また、心の豊かさや精神的な充足感を支える文化の振興を図り、あわせて町民相互の親睦を深める。 (開催時期) 11月3日付近の土・日曜日 (開催場所) 貴志川町生涯学習センター 貴志川町民体育館 (内容) 作品展示、芸能発表 【“文化のすすめ”の発行】 ・年1回発行		
運営補助金	1,200,000 円	1,800,000 円	600,000 円	1,543,000 円	1,207,000 円			

協定項目	25 - 20	各種事務事業の取扱い	関係項目	社会体育関係の取扱い	調整課
調整方針	(1) 体育指導委員会は、新市においてスポーツ振興法に基づき設置する。 (2) 町主催体育事業については、合併時までに現行の事業を基に関係団体等と実施内容・方法等について協議するものとする。 (3) 体育協会については、合併時に統合する。 (4) スポーツ少年団については、合併時に統合する。なお、単位団については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (5) 体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、使用の手続き及び管理については合併時までに調整する。 (6) 区民広場設置事業補助金については、貴志川町の例により新市において実施する。				

項目	那 賀 5 町 の 状 況					調整の具体的内容	現在の調整状況
	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町		
体育協会	加入団体	17 団体	19 団体	14 団体	5 団体	17 団体	合併時に統合する。 【名称】 紀の川市体育協会 (役員構成) 会長 1名 副会長 1名 理事長 1名 副理事長 1名 理事 若干名 常任理事 若干名 幹事 2名 事務局長 1名 会計 1名 (会議) 常任理事会 理事会 【加入団体】 29 団体 (参考) 加盟種目(団体名は未定) 軟式野球、スキー、バレーボール、剣道、ソフトボール、柔道、リズム体操、陸上、ゲートボール、歩こう会、ゲートゴルフ、卓球、ソフトテニス、水泳、ソフトバレー、綱引、少林寺拳法、空手道、居合兵道、ペタンク、日本拳法連、サッカー、バドミントン、硬式テニス、グランドゴルフ、インディアカ、ターゲットバードゴルフ、バスケットボール、スノーボード
	主催事業	・ 軟式野球大会 ・ ソフトボール大会	・ 男女混合ソフトボール大会 ・ ソフトバレーボール大会 ・ ターゲットバードゴルフ大会 ・ トリムマラソン大会 ・ 卓球大会 ・ 小学生バレーボール大会 ・ 朝日新聞社杯町内小学生バレーボール大会 ・ 少年少女水泳大会 ・ 町民スキー教室	・ 町長杯野球大会 ・ 町民野球大会 ・ 議長杯ソフトボール大会 ・ 男女混成町民ソフトボール大会 ・ バレーボール大会 ・ 町民ソフトバレーボール大会 ・ 町民バドミントン大会 ・ 町民グラウンドゴルフ大会 ・ 町民マラソン大会 ・ 一輪車教室 ・ カヌー教室 ・ 中高年者体づくり教室 ・ カローリング教室 ・ アクアビクス教室 ・ 剣道体験教室 ・ 町民スキー ・ スノーボードツアー	・ 野球連盟大会 ・ 町長杯野球大会 ・ ソフトボール協会大会 ・ 町民ソフトボール大会 ・ ソフトバレーボール大会 ・ バレーボール協会大会 ・ 夫婦バレーボール大会 ・ ママさんバレーボール協会大会 ・ 剣道体験教室	・ 軟式野球連盟大会 ・ ソフトボール協会大会 ・ ソフトバレーボール大会 ・ バレーボール協会大会 ・ バドミントン大会 ・ ソフトテニス大会 ・ テニス大会 ・ インディアカフェスティバル ・ 卓球大会 ・ 剣道錬成大会 ・ ソフトテニス教室 ・ バドミントン教室 ・ 卓球教室	
	補助金	555,000 円 (H15 決算)	1,440,000 円 (H15 決算)	1,179,000 円 (H15 決算)	1,538,000 円 (H15 決算)	2,617,000 円 (H15 決算)	

項目		那 賀 5 町 の 状 況					調整の具体的内容	現在の調整状況
		打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町		
スポーツ少年団	主催事業	スポーツ少年団競技別大会	スポーツ少年団競技別大会及びレクリエーション大会	スポーツ少年団競技別大会	スポーツ少年団競技別大会	スポーツ少年団競技別大会	合併時に統合する。なお、単位団については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	【名称】 紀の川市スポーツ少年団 下記の組織を設置する。 * 紀の川市スポーツ少年団本部 (役員構成) 本部長 1名 副本部長 1名 顧問 若干名 事務局長 1名 会計 1名 監事 2名 * 紀の川市スポーツ少年団指導者協議会 (役員構成) 会長 1名 副会長 1名 事務局長 1名 理事 若干名 (参考) 10種目(53団体) ・硬式野球・軟式野球・多種目 ・バレーボール・サッカー ・剣道・柔道・バドミントン ・ソフトテニス・少林寺拳法
	団体の種目	(7種目9団体) ・野球 ・バレーボール ・サッカー ・剣道 ・少林寺拳法 ・柔道 ・ソフトテニス	(6種目18団体) ・野球 ・バレーボール ・サッカー ・剣道 ・少林寺拳法 ・多種目	(5種目8団体) ・野球 ・バレーボール ・サッカー ・剣道 ・少林寺拳法	(4種目5団体) ・野球 ・バレーボール ・サッカー ・剣道	(8種目13団体) ・硬式野球 ・軟式野球 ・バレーボール ・サッカー ・剣道 ・柔道 ・バドミントン ・ソフトテニス		
	補助金	800,000円 (H15決算)	960,000円 (H15決算)	520,000円 (H15決算) {うち160,000円は体育協会から補助}	246,000円 (H15決算)	1,924,000円 (H15決算)		
体育施設	施設	・若もの広場(運動場) ・紀の川グラウンド ・町民体育館 ・町民プール ・スポーツ公園(テニスコート、ゲートボール場) ・フィットネススクエア	・粉河運動場 ・多目的運動場 ・体育館 ・武道館 ・テニスコート ・町民プール ・西部運動場 ・河南緑地公園	・若もの広場(運動場) ・町民体育館 ・B&G海洋センター(プール)	・町民グラウンド ・勤労者体育センター ・奥安楽川広場	・スポーツ公園(野球場、ソフトボール場、テニスコート、ゲートボール場) ・長山ふれあい公園(多目的広場、ゲートボール場) ・町民体育館 ・丸栖北広場 ・トレーニングプラザ	現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、使用の手続き及び管理については合併時まで調整する。	【使用時間】 ・野球場 午前9時から午後6時 貴志川スポーツ公園野球場 ・グラウンド 午前9時から午後6時 打田若もの広場、 打田グラウンド 粉河運動場、 粉河西部運動場 那賀若もの広場 桃山グラウンド 貴志川スポーツ公園ソフトボール場 ・体育館 午前9時から午後10時 打田体育館
	夜間照明施設	・テニスコート	・粉河中学校グラウンド ・西部運動場	・那賀中学校グラウンド	該当なし	・貴志川中学校グラウンド ・スポーツ公園ソフトボール場・テニスコート		

使用の手続き	施設及び付属器具を使用しようとするものは、使用責任者を定め、使用の3日前までに管理者の許可を得なければならない。	施設及び付属器具を使用しようとするものは、使用の3日前までに使用許可申請書により粉河町教育委員会に出願し、その許可を受けなければならない。	施設及び付属器具を使用しようとするものは、使用の3日前までに使用申込書を提出し、承認を得なければならない。	体育施設を使用しようとするものは、責任者を定め、使用許可申請書を使用3日前までに管理者に提出し、承認を受けなければならない。	施設及び付属器具を使用しようとする団体は、申請書を施設を使用する日の1ヵ月から7日前までに管理者に提出し、承認を得なければならない。		<p>粉河体育館 那賀体育館 桃山勤労者体育センター 貴志川体育館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 武道館 午前9時から午後10時 粉河武道館 ・ テニスコート 午前9時から午後6時 粉河テニスコート 貴志川スポーツ公園テニスコート ・ プール 午前10時から午後5時 打田プール 粉河プール ・ 多目的広場 午前9時から午後6時 打田スポーツ公園 粉河多目的運動場 粉河河南緑地公園 奥安楽川広場 丸栖北広場 長山ふれあい公園多目的広場 ・ ゲートボール場 午前9時から午後6時 調月ゲートボール場 長山ふれあい公園ゲートボール場 貴志川スポーツ公園ゲートボール場 ・ ナイター施設 現行のとおり 粉河社会体育施設夜間照明 那賀社会体育施設夜間照明 貴志川社会体育施設夜間照明 ・ 那賀B & G海洋センター (6・9月)午後1時から午後8時 (7・8月)午前10時から午後9時 ・ トレーニングプラザ 午前10時から午後9時30分 貴志川トレーニングプラザ ・ その他の施設 フィットネススクエア <p>【使用の手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用許可申請書を使用3日前までに管理者に提出し、承認を受ける。 各施設の利用予約状況が確認できる電算システムを導入 <p>【使用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には有料とし、必要に応じ減免措置を講じる。 ・ 前納とする。 <p>【管理】</p> <p>現行のとおり</p>
管理	町民体育館・若もの広場・紀の川グラウンドの管理について、常駐の嘱託職員を1名、スポーツ公園の管理には3名配置	体育館・武道館及び粉河運動場・多目的運動場の管理にあたり、2名の管理人を配置	勤労者体育館・若もの広場・夜間照明施設の管理にあたり、4名の管理人を配置	勤労者体育センターの管理にあたり、1名の管理人を配置	貴志川スポーツ公園は3名、長山ふれあい公園は1名の管理人別に作業員2名を配置。トレーニングプラザは、1名の管理人		

協定項目	25 - 21	各種事務事業の取扱い	関係項目	人権施策の取扱い	調整課
調整方針	<p>人権施策の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 人権擁護委員は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 人権啓発市町村事業は、現行どおり新市に引き継ぎ、実施計画は新市において策定する。</p> <p>(3) 人権教育・啓発基本計画は、新市において策定するものとする。</p> <p>(4) 人権教育・啓発を進めるための組織については、合併時に新市人権推進委員会(仮称)として再編する。</p> <p>(5) 差別事象処理組織については、合併時に再編する。</p> <p>(6) 住宅新築資金等貸付金償還事務については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>				

区分	那賀5町の状況					調整の具体的内容	現在の調整状況																					
	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町																							
人権教育・啓発を進めるための組織	名称	打田町人権委員会	粉河町人権推進委員会	那賀町人権委員会	桃山町人権推進委員会	貴志川町人権推進委員会	<p>人権教育・啓発を進めるための組織については、合併時に新市人権推進委員会(仮称)として再編する。</p> <p>【名称】 紀の川市人権委員会</p> <p>【組織】 委員会は、次の表に掲げる支部委員定数170人以内の中からそれぞれ6人ずつの代表による30人の代議員をもって運営する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支部の名称</th> <th>支部委員定数</th> <th>代議員定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>打田支部</td> <td>30人以内</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>粉河支部</td> <td>40人以内</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>那賀支部</td> <td>30人以内</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>桃山支部</td> <td>20人以内</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>貴志川支部</td> <td>50人以内</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>170人以内</td> <td>30人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【支部委員及び代議員の任期】 各支部の委員及び代議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	支部の名称	支部委員定数	代議員定数	打田支部	30人以内	6人	粉河支部	40人以内	6人	那賀支部	30人以内	6人	桃山支部	20人以内	6人	貴志川支部	50人以内	6人	計	170人以内	30人
	支部の名称	支部委員定数	代議員定数																									
	打田支部	30人以内	6人																									
	粉河支部	40人以内	6人																									
	那賀支部	30人以内	6人																									
桃山支部	20人以内	6人																										
貴志川支部	50人以内	6人																										
計	170人以内	30人																										
設置	平成14年8月9日	平成14年6月19日	平成14年10月10日	平成14年8月1日	平成14年7月6日																							
目的	人権問題の本質を正しく理解し、その認識に立って、あらゆる人権問題の抜本的解決を図るため、現実に即した新たな実践活動と、将来の展望に立った総合的な施策の実施を促進する運動を積極的に展開することにより、基本的人権がすべての人々に保障され、差別のない真の民主的な社会の実現に寄与する。	人権問題の本質を正しく理解し、その認識に立脚して、人権問題の抜本的解決を図るため、現実に即した実践活動と将来の展望に立った総合対策の実施を促進する運動を展開する。	人権問題の抜本的解決を図るため、現実に即した実践活動と将来の展望に立った総合対策の実施促進運動の展開を行う。	人権問題の本質を正しく理解し、その認識に立脚して、穏健かつ中正な手段方法により住民意識の高揚を図り、現実に即した人権問題の解決に向けた実践活動が展開されることを目的とする。	人権問題の本質を正しく理解し、その認識に立脚して、人権問題の抜本的解決を図る。基本的人権の確立と明るい民主的社会的確立を目指す。																							
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育啓発運動に関すること ・人権推進事業に対する協力及び意見具申等に関すること ・差別事件の処理に関すること ・人権擁護及び相談に関すること ・人権問題の調査研究に関すること ・委員相互の研修に関すること ・関係諸団体との連携協調に関すること ・その他必要なこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題の調査研究に関すること ・人権行政の企画立案及び事業実施に対する協力、意見具申等に関すること ・差別事象の処理に関すること ・人権擁護相談に関すること ・人権啓発運動に関すること ・委員相互の研修に関すること ・関係団体との連携強調に関すること ・その他必要なこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題の調査研究に関すること ・人権行政の企画立案及び事業実施に対する協力、意見具申等に関すること ・人権侵害の調査、報告に関すること ・人権擁護相談に関すること ・人権啓発運動に関すること ・委員相互の研修に関すること ・関係機関との連携強調に関すること ・その他必要なこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会の開催 ・委員会研修 ・街頭啓発 ・企業啓発 ・人権啓発標語募集 ・啓発資料作成 ・人権啓発活動に関すること ・人権問題の調査に関すること ・人権問題の処理に関すること ・委員相互の研修に関すること ・その他人権問題に関すること 	<p>地区別人権学習会の実施 交流会の実施 研修会の実施 人権啓発活動 人権擁護・相談</p> <p>5部会に別れ部会別活動を行う。</p>																							
役員構成	会長 1名 副会長 2名 理事 10名 監事 2名	会長 1名 副会長 2名 理事 3名 監事 2名	会長 1名 副会長 1名 理事 3名 監事 2名	会長 1名 副会長 1名	会長 1名 副会長 4名 理事 5名 監事 2名																							
委員数	30名	38名	30名	20人	50名																							

区分	那賀 5 町 の 状 況					調整の具体的内容	現在の調整状況						
	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町								
差別事象 処理組織	名称	打田町差別事件処理委員会	粉河町人権推進委員会	那賀町人権侵害調査委員会 (「那賀町人権委員会」の 内部組織としての位置づけ)	桃山町人権推進委員会 人権問題処理部会	貴志川町差別事件処理 委員会	<p>差別事象処理組織 については、合併時に 再編する。</p> <p>【名称】 紀の川市人権問題処理委員会</p> <p>【組織】</p> <table border="1"> <tr> <td>会長</td> <td>助役</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> <td>教育長 人権委員会会長</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td> (1) 収入役 (2) 市民部長 (3) 市民部次長 (4) 人権委員会副会長 2 人及び 会長副会長の属さない人権 委員会の支部長 2 人 (5) 上記に定める委員のほか、 必要に応じ、人権問題別に 関係各部長、次長 (6) 会長が必要と認めるとき は、人権問題別に専門知識 を有する学識経験者を委員 会の組織に加えることが できる。 </td> </tr> </table>	会長	助役	副会長	教育長 人権委員会会長	委員	(1) 収入役 (2) 市民部長 (3) 市民部次長 (4) 人権委員会副会長 2 人及び 会長副会長の属さない人権 委員会の支部長 2 人 (5) 上記に定める委員のほか、 必要に応じ、人権問題別に 関係各部長、次長 (6) 会長が必要と認めるとき は、人権問題別に専門知識 を有する学識経験者を委員 会の組織に加えることが できる。
	会長	助役											
	副会長	教育長 人権委員会会長											
	委員	(1) 収入役 (2) 市民部長 (3) 市民部次長 (4) 人権委員会副会長 2 人及び 会長副会長の属さない人権 委員会の支部長 2 人 (5) 上記に定める委員のほか、 必要に応じ、人権問題別に 関係各部長、次長 (6) 会長が必要と認めるとき は、人権問題別に専門知識 を有する学識経験者を委員 会の組織に加えることが できる。											
	設置年月日	平成 14 年 8 月 1 日	平成 14 年 6 月 19 日	平成 14 年 10 月 15 日	平成 14 年 8 月 1 日	平成 14 年 10 月 1 日							
	目的	差別事件の確認、調査、 処理、報告等を行いあ らゆる人権問題の解決 を目的とする。	人権問題の本質を正し く理解し、その認識に たって人権問題の抜本 的解決を図るととも に、明るい民主的な町 づくりを進める。	人権問題の本質を正し く理解し、人権侵害の 解決をめざす。	人権問題の正しい理解 と様々な人権侵害に係 る問題のうち、私人の 間における誹謗、中傷、 忌避、排除及び身体的 攻撃等の事件が生じた ときその問題の解決を 図るとともに明るい民 主的な町づくりを推進 するため。	差別事件が起きたと き、問題の解決に取り 組む組織として差別事 件処理委員会を設置す る。							
活動内容	差別事件の確認・調 査・処理・報告等	差別事象の処理及びそ の処理に関する調査、 研究、資料収集	人権侵害に関する調査 研究と資料収集 町長及び人権委員会へ の報告	町の区域において差別 事件が発生した場合、 その事実を確認し関係 機関と連携し処理を行 う。	委員は町長から委任を 受け、差別事件の確認、 調査、処理、報告等 を行いあらゆる人権問題 の解決を図る。								
役員構成	<ul style="list-style-type: none"> 会長は、助役をもっ て充てる。 副会長は、教育長を もって充てる。 委員は、人権委員会 正副会長及び役場 関係課長 	<ul style="list-style-type: none"> 人権推進委員会か ら理事 6 名 住民課長、及び各課 の担当課長(差別事 象別に担当課長が 参加、必要に応じて 学識経験者の参加 可) 	<ul style="list-style-type: none"> 人権委員会から役 員 5 名 人権啓発協議会(庁 内組織)から 5 名程 度(必要に応じ学識 経験者も可) 	<ul style="list-style-type: none"> 部会長 1 名 副部会長 1 名 人権推進委員の中 から 6 名 住民課長及び必要 に応じ関係各課室 の長の職にある者 	<ul style="list-style-type: none"> 会長は助役 副会長は教育長 役場関係課長、人権 推進委員会会長及 び副会長 								
委員数	13 名	7 名 (他に各担当課長 6 名)	10 名程度	8 名と必要に応じ行政 の関係各課室長	15 名								

協定項目	25 - 23	各種事務事業の取扱い	関係項目	窓口業務の取扱い	調整課
調整方針	<p>(1) 窓口業務については、組織体制を考慮して、住民サービスの低下を招かないよう努める。</p> <p>(2) 窓口業務の時間については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(3) 休日の対応については、本庁及び支所に日直員を置くこととし、住民サービスの低下を招かないよう合併時まで調整する。</p> <p>(4) 夜間の対応については、合併時まで調整する。</p> <p>(5) 日曜予約役場については、貴志川町の例により新市に引き継ぐものとし、日直員が対応する。</p>				

那 賀 5 町 の 状 況						調整の具体的内容	現在の調整状況
項目	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町		
休日 の 対 応	日直	本庁に勤務する職員1名 (午前・午後の2交代制)	管理職及び一部の課の職員を除く職員1名	管理職を除く本庁に勤務する職員1名	本庁に勤務する職員2名	本庁に勤務する職員2名	<p>本庁及び支所に日直員を置くこととし、住民サービスの低下を招かないよう合併時まで調整する。</p> <p>【休日の対応】 (日直員) 本庁及び支所に各2名配置</p> <p>(時間) 午前8時45分から午後5時30分まで</p> <p>(主な日直業務) 1. 戸籍の届けに関する事。婚姻届、出生届、死亡届等の受理</p> <p>2. 日曜予約サービス事務(次の証明書を発行する。) 印鑑証明書・住民票 課税証明書・納税証明書 評価証明書・公課証明書 非課税証明書・所得証明書</p> <p>3. 時間庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視</p>
	時間	・午前8時30分から午後0時30分まで ・午後0時30分から午後5時00分まで	午前8時45分から午後5時30分まで (自宅又は庁舎で待機)	午前8時45分から午後5時30分まで	午前8時45分から午後5時30分まで	午前8時45分から午後5時30分まで	
	日直手当	午前 1回 2,100円 午後 1回 2,100円 12/29～1/3間の日直手当は2.5倍の額	代休扱い	1回 4,200円 12/29～1/3間の日直手当は1回 8,000円	1回 4,200円 12/29～1/3間の日直手当は2倍の額	1回 4,200円 12/29～1/3間の日直手当は2倍の額	
	業務内容	1. 庁舎内外の取締り 2. 出火その他非常災害が発生し、又はおそれのあるときは、町長等に報告し、指示を受ける。ただし急を要する場合は、臨機の処理をする。 3. 文書等を受領したときは、当直日誌に記載する。 4. 災害情報の受理及び必要な措置 5. 婚姻届、出生届の受理 6. その他必要な事項	1. 死亡届があった場合は、これを受理し、同時に埋火葬許可証の交付申請を受けたときは、これを交付する。 2. 婚姻届、出生届等の受領 3. その他	1. 庁舎、設備、備品、書類等の保全並びに外部との連絡及び庁内又は構内の巡視又は警戒に任じなければならない。 2. 文書、物品等の收受 3. 公印箱、鍵その他各課から委託された文書又は物品の保管 4. 婚姻届、出生届、死亡届の受理及び埋火葬許可と各種届出書の受付 5. 出火その他の非常の災害が発生し、又はその発生が予知されるときは、町長、助役、関係課長及び必要の場合は全職員に急報し臨機の処置をする。 6. その他必要な事項	1. 庁舎内外の取締り 2. 火災その他非常災害が発生し、又はおそれのあるときは、町長等に報告し、指示を受ける。ただし急を要する場合は、臨機の処理をする。 3. 文書、物品の收受及び保管に関する事 4. 死亡届があった場合は、これを受理し、同時に埋火葬許可証の交付申請を受けたときは、これを交付する。 5. 婚姻届、出生届の受理 6. その他必要な事項	1. 文書、物品の收受に関する事項 2. 公印箱、鍵その他各課から委託された文書、物品の保管に関する事項 3. 来庁者の応接に関する事項 4. 町庁舎又はその付近に火災その他の非常の災害が発生したとき、予知されたときは、町長、助役、関係課長、消防担当者及び必要の場合は全職員に急報し臨機の措置をすること 5. 死亡届の受理及び埋火葬許可証の交付に関する事	

那 賀 5 町 の 状 況						調整の具体的内容	現在の調整状況
項目	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町		
夜間の対応	宿直	警備保障会社へ委託（機械警備） 総務課職員当番制により午後5時30分以降施錠、翌日午前8時30分前までに開錠	警備保障会社へ委託（警備員1名）	警備保障会社へ委託（機械警備） 最後に退庁する予定の職員が、総務課から鍵を借り施錠（鍵の貸し出しは台帳管理）	警備保障会社へ委託（警備員1名）	本庁に勤務する男性職員1名 平成16年7月から機械警備を併用	【夜間の対応】 （宿直員） 本庁は警備員を配置する。支所は機械警備とする。 （時間） 午後5時30分から翌日午前8時45分まで （電話対応） 本庁は警備員が対応する。各支所はアナウンスを流す。（緊急の場合は本庁へかける旨、電話番号とともに案内する）
	時間					午後5時30分～翌日午前8時45分	
	経費等	機械警備委託料 340,200円 (H15決算)	夜間休日庁舎警備委託料 4,851,000円 (H15決算)	庁舎夜間警備委託料 730,800円 (H15決算)	夜間警備委託料 4,467,900円 (H15決算)	庁舎警備委託料 129,040円 (H16予算)	
	業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 施設内に警報装置を設置して、各種感知器及び設備等からの異常信号を監視センターに送信する。 異常信号を監視センターが受信したときは、機動隊員を速やかに急行させ、異常事態の確認を行う。 機動隊員は、異常事態を確認したのち被害の拡大防止にあたる。 必要に応じて緊急連絡者又は関係先へ連絡する。 事故発生の際は、速やかに口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告する。 	<ol style="list-style-type: none"> 庁舎玄関は、終業時に直ちに閉鎖、始業時、20分前開扉 通用口は、終業時間後閉鎖、始業時1時間前に開扉すること 庁舎及び庁舎等に収容された計器備品の火災、盗難、破損等の防止及び安全の確保にすること 郵便物、電報、新聞等の受領及び保管並びに電話の対応にすること 気象情報及び災害情報等の受理にすること 来庁者の対応及び来庁者の出入りの確認にすること 庁舎における職員等の残留人員の把握にすること 緊急事態が発生した場合の関係職員への連絡にすること 不用電気類の消灯及び窓等の施錠の確認にすること その他、庁舎管理上必要と認める事項 	<ol style="list-style-type: none"> 施設内に警報装置を設置して、各種感知器及び設備等からの異常信号を監視センターに送信する。 異常信号を監視センターが受信したときは、機動隊員を速やかに急行させ、異常事態の確認を行う。 機動隊員は、異常事態を確認したのち被害の拡大防止にあたる。 必要に応じて緊急連絡者又は関係先へ連絡する。 事故発生の際は、速やかに口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告する。 	<ol style="list-style-type: none"> 庁舎玄関は、終業時直ちに閉鎖し、始業時30分前に解放する。通用口は終業時3時間後に閉鎖し、始業時2時間前に開放するものとする。 庁舎内及び庁舎等に収容されている計器備品等の火災、盗難又は破損等の防止、安全の確保にすること 郵便物、電報、新聞等の受領及び保管並びに電話の対応にすること 気象情報及び災害情報等の受理にすること 来庁者の対応及び出入りの確認にすること 庁舎内における職員等の残留者の把握にすること 緊急事態発生時における関係職員への連絡にすること 不必要な電気、ガス器具等の消灯、消化及び窓等の施錠の確認にすること その他庁舎管理保全上必要と認める事項 	<ol style="list-style-type: none"> 文書、物品の収受に関する事項 公印箱、鍵その他各課から委託された文書、物品の保管に関する事項 来庁者の応接に関する事項 町庁舎又はその付近に火災その他の非常の災害が発生したとき、予知されたときは、町長、助役、関係課長、消防担当者及び必要の場合は全職員に急報し臨機の措置をすること 死亡届の受理及び埋火葬認許証の交付に関する事項 	

協定項目	25 - 24	各種事務事業の取扱い	関係項目	社会福祉協議会の取扱い	調整課
調整方針	<p>(1) 社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。なお、補助金については、新市において調整する。</p> <p>(2) <u>委託事業については、合併時まで調整する。</u></p>				

項目	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	調整の具体的内容	現在の調整状況
委託事業	<ul style="list-style-type: none"> 生活管理指導員派遣事業 要介護認定調査 難病患者ホームヘルプサービス事業 精神障害者ホームヘルプサービス事業 外出支援サービス事業 	<ul style="list-style-type: none"> 生活管理指導員派遣事業 要介護認定調査 難病患者ホームヘルプサービス事業 精神障害者ホームヘルプサービス事業 レスパイト粉河運営事業 	<ul style="list-style-type: none"> 生活管理指導員派遣事業 要介護認定調査 難病患者ホームヘルプサービス事業 精神障害者ホームヘルプサービス事業 家族介護交流事業 愛の日事業 戦没者慰霊祭事業 心配ごと相談所 	<ul style="list-style-type: none"> 生活管理指導員派遣事業 要介護認定調査 難病患者ホームヘルプサービス事業 精神障害者ホームヘルプサービス事業 生きがい活動支援通所事業 生きがいデイサービス 基幹型在宅介護支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> 生活管理指導員派遣事業 要介護認定調査 	合併時まで調整する。	<p>新市での委託事業は、次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活管理指導員派遣事業 要介護認定調査 難病患者ホームヘルプサービス事業 外出支援サービス事業 レスパイト粉河運営事業 家族介護交流事業 生きがい活動支援通所事業 生きがいデイサービス 基幹型在宅介護支援センター